

農産物品質管理法（仮訳、抄）

第1章 総則

第2条（定義）この法律に使用する用語の意味を次のように定める。

1～6 略

7. 「地理的表示」とは、農産物またはその加工品（水産物を主原料または主材料にした加工品は除く。以下同様）の名声、品質、その他の特徴が本質的に特定地域の地理的特性に起因する場合は当該の農産物またはその加工品がその特定地域で生産及び加工されたことを示す表示である。

8. 「同音異義語の地理的表示」とは、同一の品目に対する地理的表示において、他人の地理的表示と発音が同一であるが、当該地域が異なる地理的表示をいう。

9. 「地理的表示権」とは、この法律に従って登録された地理的表示（同音異義語の地理的表示を含む。以下同様）を排他的に使うことができる知的財産権をいう。

10～13 略

第3条（農産物の品質管理審議会の設置）

①～⑤略

⑥審議会に農産物の地理的表示登録審議のため、地理的表示登録審議の分科委員会を設置する。

⑦～⑨略

第3条の2（農産物の品質管理審議会の職務） 審議会は次の各号の事項を審議する。

1～4 略

5. 地理的表示の登録審査に関する事項

6～10略

第2章 農産物の標準規格化など

第8条（地理的表示の登録）

①農林水産食品部長官は、地理的特性を持つ農産物またはその加工品の品質向上と地域特化産業育成及び消費者保護のために地理的表示の登録制度を実施する。

②第1項による地理的表示の登録を希望する者は、農林水産食品部令で定める登録申請書及びその附属書類を農林水産食品部長官に提出しなければならない。登録した事項の中で、農林水産食品部令で定める重要事項を変更する場合も上記と同様である。

③農林水産食品部長官は第2項に従って登録申請を受け付けたら、第3条第6項に従って地理的表示登録審議の分科委員会の審議を経て、第7項による登録を拒絶する事由がない場合には地理的表示登録の申請公告を決定（以下「公告決定」という）しなければならない。この場合農林水産食品部長官は申請された地理的表示が「商標法」による商標に抵触しているかどうかを事前に特許庁長官へ意見照合しなければならない。

④農林水産食品部長官は公告決定がある場合、その決定内容を官報またはインターネットホームページに公告・公開して、公告日から2ヶ月間に地理的表示登録申請書及びその附属書類を閲覧できるよう提供しなければならない。

⑤第4項による公告があった場合は、誰でも公告日から2ヶ月以内に異議の事由を記載した書類と必要な証拠を添付して農林水産食品部長官に異議を申し立てることができる。

⑥農林水産食品部長官は、次の各号に該当する場合には地理的表示の登録を決定して申請者に知らせなければならない。

1. 第5項による異議の申し立てがある場合には、地理的表示登録審議の分科委員会の審議を経て登録を拒絶する正当な事由がないと判断される場合

2. 第5項による期間内に異議の申し立てがない場合

⑦農林水産食品部長官は第2項に従って、登録申請された地理的表示が次に示す各号のいずれかに該当している場合、登録の拒絶を決定して申請者に知らせなければならない。

1. 第2項により先に登録申請があったり、第6項に従って登録された他の地理的表示と同じ及び類似している場合
 2. 「商標法」に従って先に出願されたり、登録された他の商標(地理的表示の団体標章を含む)と同じ及び類似している場合
 3. 国内で広く知られた他の商標(地理的表示を含む)と同じ及び類似している場合
 4. 一般的な名称(農産物またはその加工品の名称が起源的に生産地や販売場所と関連性があるが長年の使用により普通名詞化された名称をいう)に該当する場合
 5. 第2条第7号による地理的表示、または同じ条第8号の同音異義語の地理的表示の定義に一致しない場合
 6. 地理的表示の登録申請者が、その地理的表示を使うことができる農産物またはその加工品を生産・製造・加工することを業として営む者に対して、団体の加入を禁止したり、難しい加入条件を規定したりするなど団体の加入を実質的に許容しない場合
- ⑧第1項から第7項(第2項は除く)まで地理的表示の登録申し込み資格、審議・公告・閲覧及び異議申し立ての手続き、登録の拒絶事由の詳細基準などの必要な事項を大統領令として定める。

第8条の2(地理的表示権)

- ①第8条第6項に従って地理的表示登録を受けた者(以下「地理的表示権者」という)は登録した品目に対して地理的表示権を持つ。
- ②地理的表示権は次の各号のいずれかに該当すれば、各号の利害当事者の相互間に対してはその効力が及ばない。
 1. 同音異義語の地理的表示。ただし、需要者が該当する地理的表示を特定地域の品目として表示することであると明らかに認識していて、該当する品目の原産地と違う地域を原産地とすることで混同をもたらす場合は除く。
 2. 地理的表示の登録申請書の提出以前に「商標法」に従って登録された商標、または出願審査中の商標
 3. 地理的表示の登録申込書の提出以前に「種子産業法」に従って登録された品種の名称、または出願審査中の品種の名称
 4. 第8条第6項に従って地理的表示登録を受けた農産物、またはその加工品(以下「地理的表示品」という)と同一品目に使う地理的名称として登録対象の地域で生産される農産物、またはその加工品に使う地理的名称
- ③地理的表示権者は、地理的表示品に農林水産食品部令で定めるところに従って地理的表示ができる。ただし、地理的表示品の中で「高麗人参産業法」に従う高麗人参類の場合には、農林水産食品部令で定める表示方法以外に、高麗人参類とその容器・包装などに「高麗人参」、「高麗水参」、「高麗紅参」、「高麗太極参」、または「高麗白参」など「高麗」が入った用語を使用して地理的表示をすることができる。

第8条の3(地理的表示権の移転及び承継) 地理的表示権は他人に移転したり、承継することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、農林水産食品部長官の承認を受けて移転及び承継することができる。

1. 法人の資格で登録した地理的表示権者が法人名を改正したり、合併したりする場合
2. 個人の資格で登録した地理的表示権者が死亡した場合

第8条の4(権利侵害の禁止請求権など)

- ①地理的表示権者は、自分の権利を侵害した者、または侵害する恐れがある者に対して、その侵害の禁止または予防を請求することができる。
- ②次の各号のいずれかに該当する場合は、地理的表示権を侵害する行為と見なされる。
 1. 地理的表示権のない者が、登録された地理的表示と同一または類似する表示(同音異義語の地理的表示の場合には、需要者が明らかに該当の地理的表示が特定地域の品目を表示することを認識しており、該当の品目の原産地と違う地域を原産地とすることで、需要者

に混同をもたらす地理的表示のみ該当する)を登録品目と同一または類似している品目の製品、包装、容器、宣伝物及び関連書類に使う行為

2. 登録された地理的表示を偽造したり模造したりする行為
3. 登録された地理的表示を偽造及び模造する目的で交付、販売または所持する行為
4. その他、地理的表示の名声を侵害しながら、登録された地理的表示品と同一及び類似している品目に直接または間接的な方法で商業的に利用する行為

第8条の5（損害賠償請求権など）

- ①地理的表示権者は、故意または過失で自分の地理的表示に関する権利を侵害した者に対して損害賠償の請求をすることができる。この場合、地理的表示権者の地理的表示権を侵害した者に対しては、その侵害行為に対するその地理的表示が既に登録された事実を認識していることと推定する。
- ②第1項による損害額の推定などに関しては「商標法」第67条及び第70条を準用する。

第8条の6（偽装表示などの禁止）

- ① 地理的表示品ではない農産物、またはその加工品の包装・容器・宣伝物及び関連書類に地理的表示またはこれと類似した表示をしてはならない。
- ②地理的表示品ではない農産物またはその加工品を地理的表示品に混合して販売したり販売する目的で保管または陳列する行為をしてはならない。

第8条の7（地理的表示品の事後管理）

- ①農林水産食品部長官は、地理的表示品の品質水準維持と消費者保護のために所管公務員に次の各号の事項などを指示することができる。
 1. 地理的表示品の適合性に関する調査
 2. 地理的表示品の所有者・占有者または管理人などの関係帳簿または書類の閲覧
 3. 地理的表示品の試料を収集して調査したり専門試験機関などに試験・実験を依頼したりする行為
- ②第1項による調査・閲覧または収集に関しては第7条の4第2項及び第3項を準用する。
- ③第1項による調査・閲覧または収集をする関係公務員に関しては第7条の4第4項を準用する。

第8条の8（地理的表示品の表示訂正など） 農林水産食品部長官は、地理的表示品が表示の基準または規格に達していないまたは、該当の地理的表示品の生産量急減など、地理的表示品の生産計画の遂行が困難だと認められた場合、大統領令で定めることにより是正命令、販売の禁止、表示の禁止または登録を取り消すことができる。

第8条の9（地理的表示保護の審判委員会）

- ①農林水産食品部長官は次の各号の事項に対して審判を管掌するため地理的表示保護の審判委員会（以下「審判委員会」という）を置く。
 1. 地理的表示保護に関する審判及び再審
 2. 地理的表示の登録拒絶または第8条の8による登録の取り消しに関する審判及び再審
 3. その他、地理的表示保護に関する事項の中で大統領令で定める事項
- ②審判委員会は委員長1人を含む10人以内の審判委員（以下「審判委員」という）で構成される。
- ③審判委員会の委員長は、審判委員の中で農林水産食品部長官が決める。
- ④審判委員は関係公務員と知的財産権分野や地理的表示保護分野の学識と経験が豊かな者の中で農林水産食品部長官が委嘱する。
- ⑤審判委員会の構成・運営及び審判委員の任期、その他必要な事項を大統領令で定める。

第8条の10（地理的表示保護の無効審判）

- ①地理的表示保護に関する利害関係人または地理的表示登録審議の分科委員会は地理的表示保護が次の各号のいずれかに該当する場合は、無効審判を請求することができる。
1. 第8条第7項による登録の拒絶事由に該当するにもかかわらず登録された場合
 2. 第8条により地理的表示登録となった後、その地理的表示が原産地国家で保護の中断及び使われなくなった場合
- ②第1項による審判は、請求の利益があればいつでも請求することができる。
- ③第1項第1号に従って地理的表示保護を無効にするという審決が確定した場合は、その保護権は最初からなかったこととして判断し、第1項第2号に従って地理的表示保護を無効にするという審決が確定した場合は、その保護権はその地理的表示が第1項第2号に該当する時期からなかったこととして処理する。
- ④審判委員会の委員長は第1項の審判が請求されたら、その趣旨を該当の地理的表示権者に知らせなければならない。

第8条の11（地理的表示保護の取り消し審判）

- ①地理的表示が次の各号のいずれかに該当すれば、その地理的表示の取り消し審判を請求することができる。
1. 地理的表示登録をした後、地理的表示の登録をした者がその地理的表示を使うことができる農産物またはその加工品を生産製造または加工することを業として営む者に対して、団体の加入を禁止したり、難しい加入条件を規定するなど団体の加入を実質的に許容しない場合、またはその地理的表示を使うことができない者に対して登録団体の加入を許容した場合
 2. 地理的表示の登録団体または、その所属団体が地理的表示を誤って使うことにより、需要者に対して品目の品質に関する誤認、または地理的出所に関する混同をもたらした場合
- ②第1項による取り消し審判は、取り消し事由に該当する事実が消えた日から3年が経過した後にはこれを請求することができない。
- ③第1項に従って取り消し審判を請求した場合には、請求後その審判請求事由に該当する事実が消えた場合にも取り消し事由に影響を及ぼさない。
- ④第1項による取り消し審判は、誰でもこれを請求することができる。
- ⑤地理的表示登録が取り消される審決が確定した時には、その地理的表示権はその時から消滅する。
- ⑥第8条の10第4項は、第1項の審判の請求に関してこれを準用する。

第8条の12(登録拒絶などに対する審判請求) 第8条第7項により地理的表示登録の拒絶を通報された者、または第8条の8により登録が取り消された者は異議があれば、登録拒絶または登録取り消しを通報された日から30日以内に審判を請求することができる。

第8条の13(審判の請求方式)

- ①地理的表示保護の無効審判・取り消し審判、または地理的表示登録の取り消しに対する審判を請求しようとする者は、申し込み資料とともに次の各号の事項を記した審判請求書を審判委員会の委員長に提出しなければならない。
1. 当事者の名前と住所（法人の場合はその名称、代表者の名前及び営業所の所在地）
 2. 代理人がいる場合は、その代理人の名前及び住所や営業所の所在地（代理人が法人の場合は、その名称、代表者の名前及び営業所の所在地）
 3. 地理的表示の名称
 4. 地理的表示の保護登録日及び登録番号
 5. 登録の取り消し決定日（登録の取り消しに対する審判請求のみ該当する）
 6. 請求の趣旨及びその理由
- ②地理的表示の登録拒絶に対する審判を請求しようとする者は、申請資料とともに次の各号の事項を記した審判請求書を審判委員会の委員長に提出しなければならない。
1. 当事者の名前と住所（法人の場合はその名称、代表者の名前及び営業所の所在地）

2. 代理人がいる場合は、その代理人の名前及び住所や営業所の所在地(代理人が法人の場合はその名称、代表者の名前及び営業所の所在地)
 3. 登録申請日
 4. 登録拒絶の決定日
 5. 請求の趣旨及びその理由
- ③第1項と第2項により提出された審判請求書を補正する場合は、その要旨を変更することができない。ただし、第1項第6号と第2項第5号の請求の理由は変更することができる。
- ④審判委員会の委員長は、第1項または第2項にり請求された審判に地理的表示保護の異議申立に関する事項が含まれている場合、その趣旨を地理的表示保護の異議申立対象者にも知らせなければならない。

第8条の14(審判など)

- ①審判委員会の委員長は、第8条の13第1項または第2項による審判が請求されたら、第8条の16に従って審判を行わなければならない。
- ②審判委員は職務上、独立して審判をする。

第8条の15(審判委員の指定など)

- ①審判委員会の委員長は審判の請求の件別に第8条の16による合議体を構成する審判委員を指定して審理を行う。
- ②審判委員会の委員長は、第1項の審判委員の中で審理の公正性を害する恐れがある場合には、他の審判委員に代えることができる。
- ③審判委員会の委員長は、第1項により指定された審判委員の中で1人を審判長に任命しなければならない。
- ④第3項により任命された審判長は、審判委員会の委員長から指定を受けた審判事件に関する事務を総括する。

第8条の16(審判の合議体)

- ①審判は、3人の審判委員で構成される合議体が行う。
- ②第1項の合議体の合議は、過半数以上の賛成で決める。
- ③審判の合議は公開しない。

第8条の17(再審の請求)

- ①審判の当事者は審判委員会の審決に対して異議があれば再審を請求することができる。
- ②第1項の再審請求に関しては「民事訴訟法」第451条及び第453条第1項を準用する。

第8条の18(詐欺審決に対する不服の請求)

- ①審判の当事者が共謀して第3者の権利または利益を侵害する目的で審決を行った場合、その第3者はその審決に対して、再審を請求することができる。
- ②第1項による再審の請求の場合は、審判の当事者を共同の被請求人とする。

第8条の19(再審により回復された地理的表示保護権の効力制限) 次の各号のいずれかに該当する場合には、地理的表示保護権の効力は該当の審決が確定した後、再審請求の登録前に善意にした行為には及ばない。

1. 地理的表示保護権が無効になった後、再審によりその効力が回復された場合
2. 登録の拒絶に対する審判請求が受け入れられないという審決があった地理的表示の保護登録に対して再審による地理的表示保護権の設定登録がある場合

第8条の20(審決などに対する訴訟)

- ①審決に対する訴訟の管轄は、特許法院が行う。
- ②第1項による訴訟は当事者、参加人または該当の審判や再審に参加申請をしたが、その手続

きが拒絶された者のみ申し立てることができる。

- ③ 第 1 項による訴訟は、審決または決定の謄本が送付された日から 60 日以内に申し立てなければならない。
- ④ 第 3 項の期間を不変期間として定める。
- ⑤ 審判を請求することができる事項に関する訴訟は、審決に関することでないとし立てることができない。
- ⑥ 特許法院の判決に対しては、最高裁判所に上訴することができる。

第 8 条の 21（「特許法」などの準用）

- ① 地理的表示保護に関する再審の手続き及び再審の請求に関しては「特許法」第 180 条・第 184 条及び「民事訴訟法」第 459 条第 1 項を準用する。
- ② 地理的表示保護に関する訴訟に関しては「特許法」第 187 条・188 条及び第 189 条を準用する。
- ③ 第 2 項の場合、「特許法」第 187 条の本文の中で「特許庁長官」は「農林水産食品副長官」で、同じ法の第 188 条の中で「特許審判院長」は「地理的表示保護審判委員会の委員長」で、同法第 189 条第 1 項の中で「第 186 条第 1 項」は「第 8 条の 20 第 1 項」を適用する。

第 4 章 農産物の検査など（略）

第 5 章 補則

第 31 条（資金支援及び優先購買）

- ① 政府は農産物の品質向上または農産物の標準規格化及び物流標準化の促進などのために次の各号のいずれかに該当する者に予算の範囲で包装資材、施設及び自動化装備などの買入れなどに必要な資金を支援することができる。
 - 1～3 略
 - 4. 農産物履歴の追跡管理または地理的表示登録をした者
 - 5～8 略
- ② 農林水産食品部長官は農産物の円滑な流通や品質向上を促進するために必要があれば標準規格品、優秀管理認証農産物、履歴追跡管理の農産物及び地理的表示品などを「農水産物流通及び価格安定に関する法律」により農水産物の卸売り市場や農水産物の共販市場で優先的に上場することができる。
- ③ 国・地方自治体と公共機関は、農産物またはその加工品を購入する時には標準規格品、優秀管理認証農産物、履歴追跡管理農産物及び地理的表示品を優先的に購入することができる。

第 32 条（手数料） 次の各号のいずれかに該当する者は農林水産食品部令で定めることにより手数料を支払わなければならない。ただし、政府が買入れたり、輸出または輸入する農産物などに対しては農林水産食品部令で定めることにより手数料を減免することができる。

- 1～3 略
- 4. 第 8 条第 2 項に従って地理的表示の登録を申請する者
- 5～8 略

第 6 章 罰則

第 35 条（罰則） 次の各号のいずれかに該当する者は、3 年以下の懲役または 3 千万ウォン以下の罰金に処する。

- 1. 第 8 条の 6 第 1 項に違反して地理的表示品ではない農産物またはその加工品の包装・容器・宣伝物及び関連書類に地理的表示品の表示をしたり、これに類似の表示をした者
- 2. 第 8 条の 6 第 2 項、または第 9 条第 2 項を違反して標準規格品、優秀管理認証農産物、履歴追跡管理の農産物または地理的表示品ではない農産物、またはその加工品に標準規格品、優秀管理認証農産物、履歴追跡管理農産物または地理的表示品の混合販売や販売する目的で保管及び陳列した者

3～6 略

第 36 条（罰則） 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役または 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第 7 条の 5 第 1 項の記載に違反して登録をしない者
2. 第 8 条の 8 または第 11 条による是正命令、表示の停止または販売の禁止処分に従わない者（表示方法に対する是正命令は除く）

3～8 略

附則

第 1 条（施行日） この法律は、公布の日から起算して 6 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条（地理的表示登録に関する適用事例） 第 8 条第 3 項の改正規定はこの法律を施行した後、地理的表示の最初の登録申請から適用する。

第 4 条（優秀農産物管理認証などに関する経過措置）

① ～③ 略

- ④ この法律を施行した時点で以前の規定に従って地理的表示をした者は、第 8 条の改正規定により地理的表示を登録したこととして認める。ただし、登録された地理的表示が第 8 条第 7 項の改正規定による登録の拒絶事由に該当する場合、第 8 条の 4 及び第 8 条の 5 の改正規定による権利侵害に対する禁止請求権及び損害賠償請求権が発生しない。

農産物品質管理法全部改正法律案（仮訳・抄）

議案 番号	9253
----------	------

提出年月日：2010.9.3.

提出者：政府

提案理由

水産関連業務が農林水産食品部所管に移管されることにより、「農産物品質管理法」と「水産物品質管理法」を統合して題名を「農水産物品質管理法」に改正し、政府委員会の整備計画により農産物品質管理審議会と水産物品質管理審議会を農水産物品質管理審議会に統合して、水産物の地理的表示権の保護及び安全性確保のための制度を強化する一方、複雑になった法令の条文を整備して分かりやすい法令に改正しようとするものである。

主な内容

ア．「農産物品質管理法」と「水産物品質管理法」の統合及び「農水産物品質管理法」への題名改正

- 1) 農林部と海洋水産部の水産機能を統合して農林水産食品部を設置した政府組織改編の趣旨に合わせて、農産物と水産物の品質管理法令を統合・整備する必要がある。
- 2) 農産物と水産物の品質管理機能を融合するために、「農産物品質管理法」と「水産物品質管理法」を統合して「農水産物品質管理法」へ法の題名を改正する。
- 3) 「水産物品質管理法」のうち水産物加工業務等は機能が類似する「食品産業振興法」へ移管する。
- 4) 農産物及び水産物の品質管理規定を機能別に整備することにより、農水産物の品質管理が効率的に遂行されるものと期待される。

イ．農産物品質管理審議会と水産物品質管理審議会の統合（案第3条）

- 1) 政府委員会整備計画により農産物品質管理審議会と水産物品質管理審議会を農水産物品質管理審議会に統合する。
- 2) 農水産物品質管理に関する事項を審議する農水産物品質管理審議会の運営がより活性化されるものと期待される。

ウ．水産物の地理的表示権の保護及び安全性確保のための制度強化（案第3章及び第5章）

- 1) 現行「水産物品質管理法」には地理的表示権に対する保護及び水産物の安全性確保のための規定が不十分である。
- 2) 法の統合により現行「農産物品質管理法」にある地理的表示権侵害予防のための審判、安全管理計画の策定及び安全関連教育等の制度が水産物分野にも導入されることにより、水産物の地理的表示権の保護と安全性確保が強化されるものと期待される。

法律第 号

農産物品質管理法全部改正法律案

農産物品質管理法の全部を次の通り改正する。

農水産物品質管理法

第1章 総則

第1条（目的）

この法律は農水産物の適切な品質管理を通して農水産物の安全性を確保し、商品性を向上し公正で透明な取引を促進することにより、農漁民の所得増大と消費者保護に寄与することを目的とする。

第2条（定義）

①この法律で使用する用語の意味は次の通りである。

1. 「農水産物」というのは、次の各目のことをいう。

ア. 農産物：「農漁業・農漁村及び食品産業基本法」第3条第6号ア目の農産物

イ. 水産物：「農漁業・農漁村及び食品産業基本法」第3条第6号イ目の水産物（「塩管理法」第2条第2号による塩は除く）

2. 「生産者団体」というのは、「農漁業・農漁村及び食品産業基本法」第3条第4号の生産者団体とその他農林水産食品部令で定める団体をいう。

3. 「物流標準化」というのは、農水産物の運送・保管・荷役・包装等物流の各段階で使用される機器・容器・設備・情報等を規格化して互換性と連係性を円滑にすることをいう。

4. 「農産物優秀管理」というのは、農産物（畜産物は除く。以下この号で同じ）の安全性を確保し農業環境を保全するために、農産物の生産、収穫後の管理（農産物の貯蔵・洗浄・乾燥・選別・切断・調製・包装等を含む）及び流通の各段階で栽培圃場及び農業用水等の農業環境と農産物に残留しうる農薬、重金属、残留性有機汚染物質または有害生物等の危険要素を適切に管理することをいう。

5. 「環境にやさしい水産業」というのは、人体に有害な化学的合成物質等を使用せず、または動物用医薬品等の使用を最小限にして、水棲生態系と環境を維持・保全しつつ安全な水産物を生産する水産業をいう。

6. 「環境にやさしい水産物」というのは、環境にやさしい水産業を営む過程で生産された水産物及びこれを原料であって、衛生的に加工した食品をいう。

7. 「履歴追跡管理」というのは、農水産物（畜産物は除く。以下この号で同じ）の安全性等に問題が発生する場合、該当農水産物を追跡して原因を究明し必要な措置をとることができるように、農水産物を生産段階から販売段階まで各段階別に情報を記録・管理することをいう。

8. 「地理的表示」というのは、農水産物または農水産加工品の名声・品質、その他の特徴が本質的に特定地域の地理的特性に起因する場合、該当農水産物または農水産加工品がその特定地域で生産・製造及び加工されたことを示す表示をいう。
 9. 「同音異義語地理的表示」というのは、同一の品目に対する地理的表示において他人の地理的表示と発音は同じであるが該当地域が異なる地理的表示をいう。
 10. 「地理的表示権」というのは、この法律により登録された地理的表示（同音異義語地理的表示を含む。以下同じ）を排他的に使用することのできる知的財産権をいう。
 11. 「遺伝子組み換え農水産物」というのは、人工的に遺伝子を分離し、または再調合して意図した特性を有させた農水産物をいう。
 12. 「有害物質」というのは、農薬、重金属、抗生物質、残留性有機汚染物質、病原性微生物、カビ毒素、放射性物質、有毒性物質等食品に残留し、または汚染されて人の健康に害を及ぼしうる物質であつて、農林水産食品部令で定めるものをいう。
 13. 「農水産加工品」というのは、次の各目のものをいう。
 - ア. 農産加工品：農産物を原料または材料として加工した製品
 - イ. 水産加工品：水産物を大統領令で定める原料または材料の使用比率または成分含有量等の基準により加工した製品
 14. 「水産特産物」というのは、水産加工品のうち特定の地域で生産し、または特徴的に生産した水産物を原料として特徴的に製造・加工した製品をいう。
- ②この法律で別途定義されていない用語は、「農漁業・農漁村及び食品産業基本法」で定めるところによる。

第3条（農水産物品質管理審議会の設置）

- ①この法律による農水産物及び水産加工品の品質管理等に関する事項を審議するために、農林水産食品部長官所属に農水産物品質管理審議会（以下「審議会」という）を置く。
- ②審議会は委員長及び副委員長各1名を含む60名以内の委員で構成する。
- ③委員長は委員の中から互選し、副委員長は委員長が委員の中から指名する者とする。
- ④委員は次の各号の者とする。
 1. 教育科学技術部、知識經濟部、保健福祉部、環境部、農村振興庁、山林庁、特許庁、食品医薬品安全庁、公正取引委員会所属公務員のうち所属機関の長が指名した者と、農林水産食品部所属公務員のうち農林水産食品部長官が指名した者
 2. 次の各目の団体及び機関の長が所属役職員の中から指名した者
 - ア. 「農業協同組合法」による農業協同組合中央会
 - イ. 「山林組合法」による山林組合中央会
 - ウ. 「水産業協同組合法」による水産業協同組合中央会
 - エ. 「農水産物流通公社法」による農水産物流通公社
 - オ. 「食品衛生法」による韓国食品工業協会
 - カ. 「政府外郭研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」による韓国農村経済研究院
 - キ. 「政府外郭研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」による韓国海洋水産開発院

- ク、「科学技術分野政府外郭研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」による
韓国食品研究院
- ケ、「韓国保健産業振興院法」による韓国保健産業振興院
- コ、「消費者基本法」による韓国消費者院
3. 市民団体（「非営利民間団体支援法」第2条による非営利民間団体をいう）で推薦した者のうち農林水産食品部長官が委嘱した者
4. 農水産物の生産・加工・流通または消費分野に専門的な知識及び経験が豊富な者のうち農林水産食品部長官が委嘱した者
- ⑤第4項第3号及び第4号による委員の任期は3年とする。
- ⑥審議会に農水産物及び農水産加工品の地理的表示登録審議のための地理的表示登録審議分科委員会を置く。
- ⑦審議会の業務のうち特定の分野の事項を効率的に審議するために、大統領令で定める分野別分科委員会を置くことができる。
- ⑧第6項による地理的表示登録審議分科委員会及び第7項による分野別分科委員会で審議した事項は、審議会で審議されたものと見なす。
- ⑨第1項から第8項までで規定した事項の以外に審議会及び分科委員会の構成と運営等に必要な事項は大統領令で定める。

第4条（審議会の職務）

審議会は次の各号の事項を審議する。

1. 標準規格及び物流標準化に関する事項
2. 農産物優秀管理・水産物品質認証・親環境水産物認証及び履歴追跡管理に関する事項
3. 地理的表示に関する事項
4. 遺伝子組み換え農水産物の表示に関する事項
5. 農水産物（畜産物は除く）の安全性調査及びその結果に対する措置に関する事項
6. 農水産物（畜産物は除く）及び水産加工品の検査に関する事項
7. 農水産物の安全及び品質管理に関する情報の提供に関して農林水産食品部令で定める事項
8. 輸出を目的とする水産物の生産・加工施設及び海域の衛生管理基準に関する事項
9. 水産物及び水産加工品の第70条による危険要素重点管理基準に関する事項
10. 指定海域の指定に関する事項
11. 他の法令で審議会の審議事項に定めている事項
12. その他農水産物及び水産加工品の品質管理等に関して委員長が審議に付す事項

第2章 農水産物の標準規格化及び品質管理

第1節 農水産物の標準規格化

第5条（標準規格化）

- ①農林水産食品部長官は農水産物（畜産物は除く。以下この条で同じ）の商品性を高め流通能率を向上させ公正な取引を実現するために、農水産物の包装規格と等級規格（以下「標準規格」という）を定めることができる。
- ②標準規格に合う農水産物（以下「標準規格品」という）を出荷する者は、包装表面に標準規格品の表示を行うことができる。
- ③標準規格の制定基準、制定手続き及び表示方法等に関して必要な事項は農林水産食品部令で定める。

第2節 農産物優秀管理

第6条（農産物優秀管理の認証）

- ①農林水産食品部長官は農産物優秀管理の基準（以下「優秀管理基準」という）を定めて告示しなければならない。農業者等にこれを教育しなければならない。
- ②優秀管理基準により農産物（畜産物は除く。以下この節で同じ）を生産・管理する者または優秀管理基準により生産・管理された農産物を包装して流通しようとする者は、第9条により指定された農産物優秀管理認証機関（以下「優秀管理認証機関」という）から農産物優秀管理の認証（以下「優秀管理認証」という）を受けることができる。
- ③優秀管理認証を受けようとする者は優秀管理認証機関に優秀管理認証の申請を行わなければならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する者は優秀管理認証を申請することができない。
1. 第8条第1項により優秀管理認証が取り消された後1年が過ぎない者
 2. 優秀管理認証に関連して罰金以上の刑が確定した後1年が過ぎない者
- ④優秀管理認証機関は第3項により優秀管理認証申請を受けた場合、第7項による優秀管理認証の基準に合うかを審査してその結果を知らせなければならない。
- ⑤優秀管理認証機関は第4項により優秀管理認証を行った場合、優秀管理認証を受けた者が優秀管理基準を守るか調査・点検しなければならない。必要な場合は資料提出要請等を行うことができる。
- ⑥優秀管理認証を受けた者は優秀管理基準により生産・管理した農産物（以下「優秀管理認証農産物」という）の包装・容器・送状・取引明細表・看板・車両等に優秀管理認証の表示を行うことができる。
- ⑦優秀管理認証の基準・対象品目・手続き及び表示方法等優秀管理認証に必要な細部事項は農林水産食品部令で定める。

第7条（優秀管理認証の有効期間等）

- ①優秀管理認証の有効期間は優秀管理認証を受けた日から2年とする。ただし、品目の特性上別途適用する必要がある場合は、農林水産食品部令で有効期間を別途定めることができる。
- ②優秀管理認証を受けた者が有効期間が終わった後も継続して優秀管理認証を維持しようとする場合は、その有効期間が終わる前に該当優秀管理認証機関の審査を受けて優秀管理認証を更新しなければならない。

- ③優秀管理認証を受けた者は第1項の有効期間内に該当品目の出荷が終了しない場合は、該当優秀管理認証機関の審査を受けて優秀管理認証の有効期間を延長することができる。
- ④第1項による優秀管理認証の有効期間が終わる前に生産計画等農林水産食品部令で定める重要事項を変更しようとする者は、優秀管理認証の変更を申請して該当優秀管理認証機関の承認を受けなければならない。
- ⑤優秀管理認証の更新手続き及び有効期間延長の手続き等に必要な細部的な事項は農林水産食品部令で定める。

第8条（優秀管理認証の取消等）

①優秀管理認証機関は優秀管理認証を行った後、第6条第5項による調査、点検、資料提出要請等の過程で次の各号の事項が確認されたら優秀管理認証を取り消し、または3ヶ月以内の期間を定めてその優秀管理認証の表示を停止することができる。ただし、第1号の場合は優秀管理認証を取り消さなければならない。

1. 虚偽またはその他の不正な方法により優秀管理認証を受けた場合
2. 優秀管理基準を守らなかった場合
3. 転業・廃業等により優秀管理認証農産物を生産するのが困難であると判断される場合
4. 第6条第5項に違反して優秀管理認証を受けた者が正当な事由なしに該当優秀管理認証機関の調査・点検または資料提出要請に応じなかった場合
5. 第7条第4項に違反して優秀管理認証の変更承認を受けずに重要事項を変更した場合
6. 優秀管理認証の表示停止期間中に優秀管理認証の表示を行った場合

②優秀管理認証機関は第1項により優秀管理認証を取り消し、またはその表示を停止した場合、遅滞なく優秀管理認証を受けた者と農林水産食品部長官にその事実を知らせなければならない。

③優秀管理認証取消等の基準・手続き及び方法等に関して必要な細部事項は農林水産食品部令で定める。

第9条（優秀管理認証機関の指定等）

①農林水産食品部長官は優秀管理認証に必要な人材と施設等を備えた者を優秀管理認証機関に指定して優秀管理認証を行わせることができる。この場合、外国から輸入される農産物に対する優秀管理認証を行わせるために、農林水産食品部長官が定めた基準を備えた外国の機関を優秀管理認証機関に指定することができる。

②優秀管理認証機関に指定を受けようとする者は農林水産食品部長官に申請しなければならない。優秀管理認証機関に指定された後農林水産食品部令で定める重要事項が変更された時は、変更届を行わなければならない。ただし、第10条により優秀管理認証機関の指定が取り消された後2年が経過していない場合は申請を行うことができない。

③優秀管理認証機関指定の有効期間は指定を受けた日から5年とし、引き続き優秀管理認証業務を遂行するためには、有効期間が終わる前にその指定を更新しなければならない。

④農林水産食品部長官は第10条により指定が取り消された優秀管理認証機関から優秀管理認証を受けた者に対して、第6条第5項による調査・点検と資料提出要請等、第7条による

更新、有効期間の延長、変更及び第8条による優秀管理認証の取消・表示停止を行うために、職権または該当優秀管理認証を受けた者の申請により新たに優秀管理認証機関を指定することができる。

⑤優秀管理認証機関の指定基準、指定手続き及び方法等に必要な細部事項は農林水産食品部令で定める。

第10条（優秀管理認証機関の指定取消等）

①農林水産食品部長官は優秀管理認証機関が次の各号のいずれか一つに該当すると、優秀管理認証機関の指定を取り消し、または6ヶ月以内の期間を定めて優秀管理認証業務の停止を命じることができる。ただし、第1号から第3号までの規定のうちいずれか一つに該当すると、優秀管理認証機関の指定を取り消さなければならない。

1. 虚偽またはその他不正な方法により指定を受けた場合
2. 業務停止期間中に優秀管理認証業務を行った場合
3. 優秀管理認証機関の解散・不渡りにより優秀管理認証業務を行うことができない場合
4. 第9条第2項本文による変更届を行わずに優秀管理認証業務を継続した場合
5. 優秀管理認証業務に関連して優秀管理認証機関の長等役職員に対して罰金以上の刑が確定した場合
6. 第9条第5項による指定基準を備えていない場合
7. 優秀管理認証の基準を誤って適用する等、優秀管理認証業務を間違えた場合
8. 正当な事由なしに1年以上優秀管理認証実績がない場合
9. 第31条第3項に違反して農林水産食品部長官の要求に正当な理由なしに従わなかった場合
10. その他の事由により優秀管理認証業務を遂行することができない場合

②第1項による指定取消等の細部的な基準は農林水産食品部令で定める。

第11条（農産物優秀管理施設の指定等）

①農林水産食品部長官は農産物の収穫後、衛生・安全管理のために次の各号の施設のうちその人材及び設備等が農林水産食品部令で定める基準に合う場合は、その施設を農産物優秀管理施設（以下「優秀管理施設」という）に指定することができる。

1. 「糧穀管理法」第22条による米穀総合処理場
2. 「農水産物流通及び価格安定に関する法律」第51条による農水産物産地流通センター
3. その他農産物の収穫後管理を行う施設であって、農林水産食品部長官が定めて告示する施設

②第1項により優秀管理施設の指定を受けようとする者は、管理しようとする農産物の品目等を定めて農林水産食品部長官に申請しなければならない。優秀管理施設に指定された後農林水産食品部令で定める重要事項が変更された時は、変更届を行わなければならない。ただし、第12条により優秀管理施設の指定が取り消された後1年が過ぎなければ申請することができない。

- ③優秀管理施設を運営する者は優秀管理認証対象農産物または優秀管理認証農産物を優秀管理基準により管理しなければならない。
- ④優秀管理施設の指定有効期間は5年とするが、継続して優秀管理施設指定の効力を維持するためには、有効期間が終わる前にその指定を更新しなければならない。
- ⑤優秀管理施設の指定基準及び手続き等に関して必要な細部事項は農林水産食品部令で定める。

第12条（優秀管理施設の指定取消等）

①農林水産食品部長官は優秀管理施設が次の各号のいずれか一つに該当すると、その指定を取り消し、または6ヶ月以内の期間を定めて優秀管理認証対象農産物に対する農産物優秀管理業務の停止を命じることができる。ただし、第1号から第3号までの規定のうちいずれか一つに該当すると、指定を取り消さなければならない。

- 1. 虚偽またはその他不正な方法により指定を受けた場合
- 2. 業務停止期間中に農産物優秀管理業務を行った場合
- 3. 優秀管理施設を運営する者が解散・不渡りにより農産物優秀管理業務を遂行することができない場合
- 4. 第11条第1項による指定基準を備えることができなくなった場合
- 5. 第11条第2項本文による変更届を行わずに優秀管理認証対象農産物を取り扱（洗浄等単純加工・包装・貯蔵・取引・販売を含む）った場合
- 6. 農産物優秀管理業務に関連して施設の代表者等役職員に対して罰金以上の刑が確定した場合
- 7. 第11条第3項に違反して優秀管理認証対象農産物または優秀管理認証農産物を優秀管理基準により管理しなかった場合
- 8. その他の事由により農産物優秀管理業務を遂行することができない場合

②第1項による指定取消及び業務停止の基準・手続き等細部的な事項は農林水産食品部令で定める。

第13条（農産物優秀管理関連報告及び点検等）

①農林水産食品部長官は農産物優秀管理のために必要と認めたら、優秀管理認証機関、優秀管理施設を運営する者または優秀管理認証を受けた者にその業務に関する事項を報告（「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」による情報通信網を利用して報告する場合を含む。以下同じ）させ、または資料を提出（「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」による情報通信網を利用して提出する場合を含む。以下同じ）させることができ、関係公務員に事務所等に立ち入って施設・装備等を点検し関係帳簿及び書類を調査させることができる。

②第1項により報告・資料提出・点検または調査を行う時、優秀管理認証機関、優秀管理施設を運営する者及び優秀管理認証を受けた者は、正当な事由なしにこれを拒否・妨害し、または忌避してはならない。

③第1項により点検または調査を行う時は、あらかじめ点検または調査の日時、目的、対象等を関係人に知らせなければならない。ただし、緊急の場合またはあらかじめ知らせる

とその目的を達成することができないと認められる場合はこの限りでない。

④第1項により点検または調査を行う関係公務員は、その権限を表示する証票をもって関係人に示さなければならず、氏名・立入時間・立入目的等が表示された文書を関係人に差し出さなければならない。

第3節 水産物等に対する品質認証

第14条（水産物等の品質認証）

①農林水産食品部長官は水産物と水産特産物の品質を向上させ消費者を保護するために品質認証制度を実施する。

②第1項による品質認証（以下「品質認証」という）を受けようとする者は、農林水産食品部令で定めるところにより農林水産食品部長官に申請しなければならない。

③品質認証を受けた者は品質認証を受けた水産物と水産特産物（以下「品質認証品」という）の包装・容器等に農林水産食品部令で定めるところにより品質認証品であることを表示することができる。

④品質認証の基準・手続き・表示方法及び対象品目の選定等に必要な事項は農林水産食品部令で定める。

第15条（品質認証の有効期間等）

①品質認証の有効期間は品質認証を受けた日から2年とする。ただし、品目の特性上別途適用する必要がある場合は、農林水産食品部令で有効期間を別途定めることができる。

②品質認証の有効期間の延長を受けようとする者は、有効期間が終わる前に農林水産食品部令で定めるところにより農林水産食品部長官に延長申請を行わなければならない。

③農林水産食品部長官は第2項による申請を受けた場合、第14条第4項による品質認証の基準に合うと認められれば、第1項による有効期間の範囲で有効期間を延長することができる。

第16条（品質認証の取消）

農林水産食品部長官は品質認証品が次の各号のいずれか一つに該当すれば品質認証を取り消すことができる。ただし、第1号に該当すれば品質認証を取り消さなければならない。

1. 虚偽またはその他不正な方法により認証を受けた場合
2. 第14条第4項による品質認証の基準に適合しなくなった場合

第17条（品質認証機関の指定等）

①農林水産食品部長官は水産物の生産条件、品質及び安全性に対する審査・認証を業務とする法人または団体であって農林水産食品部長官の指定を受けた者（以下「品質認証機関」という）に、第14条から第16条までの規定による品質認証に関する業務を代行させることができる。

②農林水産食品部長官、特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事（以下「市・道知事」という）または市長・郡長・区長（自治区の区長をいう。以下同じ）は、漁業者が自

ら水産物の品質を向上させ体系的に品質管理を行うことができるようにするために、第1項により品質認証機関に指定された水産物生産者団体（漁業者団体のみをいう）または水産加工品を生産する事業に関連する法人（「民法」第32条による法人のみをいう）に資金を支援することができる。

③品質認証機関に指定を受けようとする者は、品質認証業務に必要な施設と人材をもって農林水産食品部長官に申請しなければならない。品質認証機関に指定された後農林水産食品部令で定める重要事項が変更された時は変更届を行わなければならない。ただし、第18条により品質認証機関の指定が取り消された後2年が過ぎていない場合は申請することができない。

④品質認証機関の指定基準、手続き及び品質認証業務の範囲等に関して必要な事項は農林水産食品部令で定める。

第18条（品質認証機関の指定取消等）

①農林水産食品部長官は品質認証機関が次の各号のいずれか一つに該当すればその指定を取り消し、または6ヶ月以内の期間を定めて品質認証業務の全部または一部の停止を命じることができる。ただし、第1号から第4号まで及び第6号のうちいずれか一つに該当すれば、品質認証機関の指定を取り消さなければならない。

1. 虚偽またはその他不正な方法により品質認証機関に指定された場合
2. 業務停止期間中に品質認証業務を行った場合
3. 最近3年間に2回以上業務停止処分を受けた場合
4. 品質認証機関の廃業または解散・不渡りにより品質認証業務を遂行することができない場合
5. 第17条第3項本文による変更届を行わずに品質認証業務を継続した場合
6. 第17条第4項の指定基準に達せずには正を命じたが、その命令を受けた日から1ヶ月以内に履行しなかった場合
7. 第17条第4項の業務範囲に違反して品質認証業務を行った場合
8. 他の者に自己の氏名または商号を使用して品質認証業務を行わせ、または品質認証機関指定書を貸した場合
9. 品質認証業務を誠実に遂行せずに公衆に危害を及ぼし、または品質認証のための調査結果を操作した場合
10. 正当な事由なしに1年以上品質認証実績がない場合

②第1項による指定取消及び業務停止の細部的な基準は農林水産食品部令で定める。

第19条（品質認証関連報告及び点検等）

①農林水産食品部長官は品質認証のために必要と認めれば、品質認証機関または品質認証を受けた者に対してその業務に関する事項を報告させ、または資料を提出させることができ、関係公務員に事務所等に立ち入り施設・装備等を点検し関係帳簿及び書類を調査させることができる。

②第1項による点検または調査に関しては第13条第2項及び第3項を準用する。

③第1項により点検または調査を行う関係公務員に関しては第13条第4項を準用する。

第4節 環境にやさしい農水産物の認証

第20条（環境にやさしい農水産物の認証）

- ①農林水産食品部長官は環境にやさしい農水産業の育成と消費者保護のために、環境にやさしい農水産物に対して認証制度を実施する。
- ②環境にやさしい農産物の認証に関しては「親環境農業育成法」による。

第21条（親環境水産物認証の申請等）

- ①第20条第1項により環境にやさしい水産物に対する認証（以下「親環境水産物認証」という）を受けようとする者は、農林水産食品部令で定めるところにより農林水産食品部長官に申請しなければならない。
- ②親環境水産物認証を受けた者は該当する環境にやさしい水産物（以下「親環境水産物認証品」という）の包装・容器等に農林水産食品部令で定めるところにより親環境水産物認証品の表示を行うことができる。
- ③親環境水産物認証の基準・手続き・表示方法及び対象品目の選定等に関して必要な事項は農林水産食品部令で定める。

第22条（親環境水産物認証の有効期間）

- ①親環境水産物認証の有効期間は親環境水産物認証を受けた日から2年とする。ただし、品目の特性上別途適用する必要がある場合は、農林水産食品部令で有効期間を別途定めることができる。
- ②親環境水産物認証の有効期間の延長を受けようとする者は、有効期間が終わる前に農林水産食品部令で定めるところにより農林水産食品部長官に延長申請を行わなければならない。
- ③農林水産食品部長官は第2項による申請を受けた場合、第21条第3項による親環境水産物認証の基準に合うと認められれば、第1項による有効期間の範囲で有効期間を延長することができる。

第23条（親環境水産物認証の取消）

農林水産食品部長官は親環境水産物認証を受けた者が次の各号のいずれか一つに該当すれば、親環境水産物認証を取り消すことができる。ただし、第1号に該当すれば親環境水産物認証を取り消さなければならない。

1. 虚偽またはその他不正な方法により認証を受けた場合
2. 第21条第3項による親環境水産物認証の基準に著しく合わなくなった場合
3. 正当な事由なしに第31条第1項による親環境水産物認証品表示の是正命令、該当品目の販売禁止または表示停止措置に従わなかった場合
4. 転業・廃業等により親環境水産物認証品を生産するのが困難であると判断される場合

第5節 履歴追跡管理

第24条（履歴追跡管理）

①次の各号のいずれか一つに該当する者のうち履歴追跡管理を行おうとする者は、農林水産食品部長官に登録しなければならない。

1. 農水産物（畜産物は除く。以下この節で同じ）を生産する者
2. 農水産物を流通または販売する者（表示・包装を変更していない流通・販売者は除く。以下同じ）

②第1項にもかかわらず大統領令で定める農水産物を生産し、または流通もしくは販売する者は、農林水産食品部長官に履歴追跡管理の登録を行わなければならない。

③第1項または第2項により履歴追跡管理の登録を行った者は、農林水産食品部令で定める登録事項が変更された場合、変更事由が発生した日から1ヶ月以内に農林水産食品部長官に届け出なければならない。

④第1項により履歴追跡管理の登録を行った者は該当農水産物に農林水産食品部令で定めるところにより履歴追跡管理の表示を行うことができ、第2項により履歴追跡管理の登録を行った者は該当農水産物に履歴追跡管理の表示を行わなければならない。

⑤第1項により登録した農水産物及び第2項による農水産物（以下「履歴追跡管理農水産物」という）を生産し、または流通もしくは販売する者は、履歴追跡管理に必要な入庫・出庫及び管理内容を記録して保管する等、農林水産食品部長官が定めて告示する基準（以下「履歴追跡管理基準」という）を守らなければならない。ただし、履歴追跡管理農水産物を流通または販売する者のうち行商・露天商等大統領令で定める者はこの限りでない。

⑥履歴追跡管理の対象品目、登録手続き、登録事項、その他登録に必要な細部的な事項は農林水産食品部令で定める。

第25条（履歴追跡管理登録の有効期間等）

①第24条第1項及び第2項による履歴追跡管理登録の有効期間は登録した日から3年とする。ただし、品目の特性上別途適用する必要がある場合は、農林水産食品部令で有効期間を別途定めることができる。

②次の各号のいずれか一つに該当する者は、履歴追跡管理登録の有効期間が終わる前に履歴追跡管理の登録を更新しなければならない。

1. 第24条第1項により履歴追跡管理の登録を行った者であって、その有効期間が終わった後も継続して該当農水産物に対して履歴追跡管理を行おうとする者
2. 第24条第2項により履歴追跡管理の登録を行った者であって、その有効期間が終わった後も継続して該当農水産物を生産し、または流通もしくは販売しようとする者

③第24条第1項及び第2項により履歴追跡管理の登録を行った者が第1項の有効期間内に該当品目の出荷を終了することができない場合は、農林水産食品部長官の審査を受けて履歴追跡管理登録の有効期間を延長することができる。

④履歴追跡管理登録の更新及び有効期間延長の手続き等に関して必要な細部的な事項は農林水産食品部令で定める。

第26条（履歴追跡管理資料の提出等）

①農林水産食品部長官は履歴追跡管理農水産物を生産し、または流通もしくは販売する者に、農水産物の生産、入庫・出庫とその他履歴追跡管理に必要な資料提出を要求することができる。

②履歴追跡管理農水産物を生産し、または流通もしくは販売する者は、第1項による資料提出を要求された場合は、正当な事由がなければこれに従わなければならない。

③第1項による資料提出の範囲、方法、手続き等に関して必要な事項は農林水産食品部令で定める。

第27条（履歴追跡管理登録の取消等）

①農林水産食品部長官は第24条により登録した者が次の各号のいずれか一つに該当すればその登録を取り消し、または6ヶ月以内の期間を定めて履歴追跡管理表示の禁止を命じることができる。ただし、第1号または第2号に該当すれば登録を取り消さなければならない。

1. 虚偽またはその他不正な方法により登録を受けた場合
2. 履歴追跡管理表示禁止命令に違反して継続して表示した場合
3. 第24条第3項による履歴追跡管理登録変更届を行わなかった場合
4. 第24条第4項による表示方法に違反した場合
5. 履歴追跡管理基準を守らなかった場合
6. 第26条第2項に違反して正当な事由なしに資料提出要求を拒否した場合

②第1項による登録取消及び表示禁止等の基準、手続き等細部的な事項は農林水産食品部令で定める。

第6節 事後管理

第28条（地位の承継等）

①次の各号のいずれか一つに該当する事由により発生した権利・義務を有する者が死亡し、もしくはその権利・義務を譲渡する場合、または法人が合併した場合は、相続人、譲受人または合併後存続する法人もしくは合併により設立される法人がその地位を承継することができる。

1. 第9条による優秀管理認証機関の指定
2. 第11条による優秀管理施設の指定
3. 第17条による品質認証機関の指定

②第1項により地位を承継しようとする者は、承継の事由が発生した日から1ヶ月以内に農林水産食品部令で定めるところによりそれぞれ指定を受けた機関に届け出なければならない。

第29条（虚偽表示等の禁止）

①何人も標準規格品、優秀管理認証農産物、品質認証品、親環境水産物認証品、履歴追跡管理農水産物でない農水産物（優秀管理認証農産物でない農産物の場合は第7条第4項による承認を受けていない農産物を含む。以下第2項第2号、第119条第1号及び第2号イ目で同

じ) または農水産加工品に、標準規格品、優秀管理認証農産物、品質認証品、親環境水産物認証品、履歴追跡管理農水産物の表示を行い、またはこれと類似の表示を行ってはならない。

②何人も次の各号の行為を行ってはならない。

1. 第5条第2項により標準規格品の表示を行った農水産物に標準規格品でない農水産物または農水産加工品を混合して販売し、または混合して販売する目的により保管し、もしくは陳列する行為
2. 第6条第6項により優秀管理認証の表示を行った農産物に優秀管理認証農産物でない農産物または農産加工品を混合して販売し、または混合して販売する目的により保管し、もしくは陳列する行為
3. 第14条第3項により品質認証品の表示を行った水産物または水産特産物に品質認証品でない水産物または水産加工品を混合して販売し、または混合して販売する目的により保管もしくは陳列する行為
4. 第21条第2項により親環境水産物認証品の表示を行った水産物に親環境水産物認証品でない水産物または水産加工品を混合して販売し、または混合して販売する目的により保管もしくは陳列する行為
5. 第24条第4項により履歴追跡管理の表示を行った農水産物に履歴追跡管理の登録を行っていない農水産物または農水産加工品を混合して販売し、または混合して販売する目的により保管し、もしくは陳列する行為

第30条（標準規格品等の事後管理）

①農林水産食品部長官は標準規格品、優秀管理認証農産物、品質認証品、親環境水産物認証品及び履歴追跡管理農水産物（以下「優秀表示品」という）の品質水準の維持と消費者保護のために必要な場合は、関係公務員に次の各号の調査等を行わせることができる。

1. 優秀表示品の該当表示に関する規格・品質または認証・登録基準への適合性等の調査
2. 該当表示を行った者の関係帳簿または書類の閲覧
3. 優秀表示品の試料収集

②第1項による調査・閲覧または試料収集に関しては第13条第2項及び第3項を準用する。

③第1項により調査・閲覧または試料収集を行う関係公務員に関しては第13条第4項を準用する。

第31条（標準規格品等に対する是正措置）

①農林水産食品部長官は標準規格品、品質認証品、親環境水産物認証品または履歴追跡管理農水産物が次の各号のいずれか一つに該当すれば、大統領令で定めるところによりその是正を命じ、または該当品目の販売禁止もしくは表示停止（履歴追跡管理農水産物の場合は除く）の措置を行うことができる。

1. 表示された規格または該当認証・登録基準に達することができなくなった場合
2. 転業・廃業等により該当品目を生産することが困難であると判断される場合
3. 該当表示方法に違反した場合

②農林水産食品部長官は第30条による調査等の結果、優秀管理認証農産物が第1項第1号または第3号に該当すれば大統領令で定めるところによりその是正を命じ、または該当品目の販売禁止措置をとることができる、第8条第1項各号のいずれか一つに該当すれば該当優秀管理認証機関に同条により優秀管理認証を取り消し、またはその表示を停止するよう要求することができる。

③優秀管理認証機関は第2項による要求がある場合、正当な事由がなければこれに従わなければならない、処分後遅滞なく農林水産食品部長官に報告しなければならない。

④第2項の場合（第8条第1項各号のいずれか一つに該当する場合に限定する）、第10条により優秀管理認証機関の指定が取り消された後、第9条第4項により新たな優秀管理認証機関が指定されなかった時は、農林水産食品部長官が優秀管理認証を取り消し、またはその表示を停止することができる。

第3章 地理的表示

第1節 登録

第32条（地理的表示の登録）

①農林水産食品部長官は地理的特性を有する農水産物または農水産加工品の品質向上と地域特化産業の育成及び消費者保護のために地理的表示の登録制度を実施する。

②第1項による地理的表示の登録は特定地域で地理的特性を有する農水産物または農水産加工品を生産し、または製造・加工する者で構成された法人のみが申請することができる。ただし、地理的特性を有する農水産物または農水産加工品の生産者または加工業者が1人である時はこの限りでない。

③第2項に該当する者であって第1項による地理的表示の登録を受けようとする者は、農林水産食品部令で定める登録申請書類及びその付属書類を、農林水産食品部令で定めるところにより農林水産食品部長官に提出しなければならない。登録した事項のうち農林水産食品部令で定める重要事項を変更しようとする時もまた同様である。

④農林水産食品部長官は第3項により登録申請を受けたら、第3条第6項による地理的表示登録審議分科委員会の審議を経て、第9項による登録拒絶事由がない場合、地理的表示登録申請公告決定（以下「公告決定」という）を行わなければならない。この場合、農林水産食品部長官は申請された地理的表示が「商標法」による他人の商標（地理的表示団体標章を含む。以下同じ）に抵触するかに関して、あらかじめ特許庁長の意見を聞かなければならない。

⑤農林水産食品部長官は公告決定を行う時は、その決定内容を官報及びインターネットホームページに公告し、公告日から2ヶ月間地理的表示登録申請書類及びその付属書類を一般人が閲覧することができるように提供しなければならない。

⑥第5項による公告がある時は、何人も公告日から2ヶ月以内にその事由を記した書類と必要な証拠を添付して農林水産食品部長官に異議申立を行うことができる。

⑦農林水産食品部長官は次の各号の場合は地理的表示の登録を定めて申請者に知らせなければならない。

1. 第6項による異議申立を受けた時は、第3条第6項による地理的表示登録審議分科委員会の審議を経て登録を拒絶する正当な事由がないと判断される場合
 2. 第6項による期間に異議申立がない場合
- ⑧農林水産食品部長官は地理的表示の登録を行った時は地理的表示権者に地理的表示登録証を交付しなければならない。
- ⑨農林水産食品部長官は第3項により登録申請された地理的表示が次の各号のいずれか一つに該当すれば、登録の拒絶を決定して申請者に知らせなければならない。
1. 第3項により先に登録申請され、または第7項により登録された他人の地理的表示と同じであり、または似ている場合
 2. 「商標法」により先に出願され、または登録された他人の商標と同じであり、または似ている場合
 3. 国内で広く知られた他人の商標または地理的表示と同じであり、または似ている場合
 4. 一般名称（農水産物または農水産加工品の名称が起源的に生産地または販売場所に関連があるものの、長く使用されて普通名詞化した名称をいう）に該当する場合
 5. 第2条第1項第8号による地理的表示または同項第9号による同音異義語地理的表示の定義に合致しない場合
 6. 地理的表示の登録を申請した者がその地理的表示を使用することのできる農水産物または農水産加工品を生産・製造または加工することを業とする者に対して、団体の加入を禁止し、または難しい加入条件を規定する等、団体の加入を実質的に許容していない場合
- ⑩第1項から第9項までの規定による地理的表示登録対象品目、候補地域、申請資格、審議・公告・閲覧及び異議申立手続き及び登録拒絶事由の細部基準等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第33条（地理的表示原簿）

- ①農林水産食品部長官は地理的表示原簿に地理的表示権の設定・移転・変更・消滅・回復に関する事項を登録・保管する。
- ②第1項による地理的表示原簿はその全部または一部を電子的に生産・管理することができる。
- ③第1項及び第2項による地理的表示原簿の登録・保管及び生産・管理に必要な細部事項は農林水産食品部令で定める。

第34条（地理的表示権）

- ①第32条第7項により地理的表示登録を受けた者（以下「地理的表示権者」という）は、登録した品目に対して地理的表示権を有する。
- ②地理的表示権は次の各号のいずれか一つに該当すれば、各号の利害当事者商号間に対してはその効力が及ばない。
 1. 同音異義語地理的表示。ただし、該当地理的表示が特定地域の商品を表示するものであると需要者が明確に認識していて、該当商品の原産地と異なる地域を原産地であ

ると混同させる場合は除く。

2. 地理的表示登録申請書提出前に「商標法」により登録された商標または出願審査中である商標
3. 地理的表示登録申請書提出前に「種子産業法」により登録された品種名称または出願審査中である品種の名称
4. 第32条第7項により地理的表示登録を受けた農水産物または農水産加工品（以下「地理的表示品」という）と同一の品目に使用する地理的名称であつて、登録候補地域で生産される農水産物または農水産加工品に使用する地理的名称

③地理的表示権者は地理的表示品に農林水産食品部令で定めるところにより地理的表示を行うことができる。ただし、地理的表示品のうち「高麗人参産業法」による高麗人参類の場合は、農林水産食品部令で定める表示方法以外に高麗人参類とその容器・包装等に「高麗人参」「高麗水参」「高麗紅参」「高麗太極参」または「高麗白参」等「高麗」が入る用語を使用して地理的表示を行うことができる。

第35条（地理的表示権の移転及び承継）

地理的表示権は他人に移転し、または承継することができない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当すれば、農林水産食品部長官の承認を受けて移転し、または承継することができる。

1. 法人資格で登録した地理的表示権者が法人名を改正し、または合併する場合
2. 個人資格で登録した地理的表示権者が死亡した場合

第36条（権利侵害の禁止請求権等）

①地理的表示権者は自身の権利を侵害した者または侵害する恐れのある者に、その侵害の禁止または予防を請求することができる。

②次の各号のいずれか一つに該当する行為は地理的表示権を侵害したものと見なす。

1. 地理的表示権のない者が登録された地理的表示と同様であり、または似ている表示（同音異義語地理的表示の場合は該当地理的表示が特定地域の商品を表示するものであると需要者が明確に認識していて、該当商品の原産地と異なる地域を原産地であると需要者に混同させる地理的表示のみ該当する）を登録品目と同様であり、または似ている品目の製品・包装・容器・宣伝物または関連書類に使用する行為
2. 登録された地理的表示を偽造し、または模造する行為
3. 登録された地理的表示を偽造し、または模造する目的により交付・販売・所持する行為
4. その他地理的表示の名声を侵害しつつ、登録された地理的表示品と同じであり、または似ている品目に直接または間接的な方法により商業的に利用する行為

第37条（損害賠償請求権等）

①地理的表示権者は故意または過失により自身の地理的表示に関する権利を侵害した者に損害賠償を請求することができる。この場合、地理的表示権者の地理的表示権を侵害した者に対しては、その侵害行為に対してその地理的表示がすでに登録された事実を知ってい

たものと推定する。

②第1項による損害額の推定等に関しては「商標法」第67条及び第70条を準用する。

第38条（虚偽表示等の禁止）

①何人も地理的表示品でない農水産物または農水産加工品の包装・容器・宣伝物及び関連書類に地理的表示またはこれと似ている表示を行ってはならない。

②何人も地理的表示品に地理的表示品でない農水産物または農水産加工品を混合して販売し、または混合して販売する目的により保管もしくは陳列してはならない。

第39条（地理的表示品の事後管理）

①農林水産食品部長官は地理的表示品の品質水準維持と消費者保護のために、関係公務員に次の各号の事項を指示することができる。

1. 地理的表示品の登録基準への適合性調査
2. 地理的表示品の所有者・占有者または管理人等の関係帳簿または書類の閲覧
3. 地理的表示品の試料を回収して調査し、または専門試験機関等への試験依頼

②第1項による調査・閲覧または回収に関しては第13条第2項及び第3項を準用する。

③第1項により調査・閲覧または回収を行う関係公務員に関しては第13条第4項を準用する。

第40条（地理的表示品の表示是正等）

農林水産食品部長官は地理的表示品が次の各号のいずれか一つに該当すれば、大統領令で定めるところにより是正を命じ、または販売の禁止、表示の停止もしくは登録の取消を行うことができる。

1. 第32条による登録基準に達することができなくなった場合
2. 第34条第3項による表示方法に違反した場合
3. 該当地理的表示品生産量の急減等地理的表示品生産計画の履行が困難であると認められる場合

第41条（「特許法」の準用）

①地理的表示に関しては「特許法」第3条から第5条まで、第6条（特許出願の変更・取下げ、請求の取下げ、審判請求及び復代理人の選任に関する部分に限定する）、第7条、第7条の2、第8条、第9条、第10条（第3項は除く）、第11条（第1項第1号・第2号及び第4号は除く）、第12条から第15条まで、第16条（第1項ただし書きは除く）、第17条から第26条まで、第28条（第2項ただし書きは除く）、第28条の2から第28条の5まで及び第46条を準用する。

②第1項の場合、「特許法」第6条及び第15条第1項のうち「第132条の3」は「「農水産物品質管理法」第45条」と見なし、同法第17条のうち「第132条の3」は「「農水産物品質管理法」第45条」と、「第180条第1項」は「「農水産物品質管理法」第55条により準用される「特許法」第180条第1項」と見なし、「特許法」第46条第3号のうち「第82条」は「「農水産物品質管理法」第113条第8号及び第9号」と見なす。

③第1項の場合、「特許」は「地理的表示」と、「出願」は「登録申請」と、「特許権」は「地理的表示権」と、「特許庁」「特許庁長」及び「審査官」は「農林水産食品部長官」と、「特許審判員」は「地理的表示審判委員会」と、「審判長」は「地理的表示審判委員会委員長」と、「審判官」は「審判委員」と、「知識経済部令」は「農林水産食品部令」と見なす。

第2節 地理的表示の審判

第42条（地理的表示審判委員会）

①農林水産食品部長官は次の各号の事項を審判するために、農林水産食品部長官所属で地理的表示審判委員会（以下「審判委員会」という）を置く。

1. 地理的表示に関する審判及び再審
2. 第32条第9項による地理的表示登録拒絶または第40条による登録取消に対する審判及び再審
3. その他地理的表示に関する事項のうち大統領令で定める事項

②審判委員会は委員長1名を含む10名以内の審判委員（以下「審判委員」という）で構成する。

③審判委員会の委員長は審判委員の中から農林水産食品部長官が定める。

④審判委員は関係公務員と知的財産権分野及び地理的表示分野の学識と経験が豊かな者の中から農林水産食品部長官が委嘱する。

⑤審判委員の任期は3年とし、一回だけ重任することができる。

⑥審判委員会の構成・運営に関する事項とその他必要な事項は大統領令で定める。

第43条（地理的表示の無効審判）

①地理的表示に関する利害関係人または第3条第6項による地理的表示登録審議分科委員会は、地理的表示が次の各号のいずれか一つに該当すれば無効審判を請求することができる。

1. 第32条第9項による登録拒絶事由に該当するにもかかわらず登録された場合
2. 第32条により地理的表示登録された後にその地理的表示が原産地国で保護が中断され、または使用されなくなった場合

②第1項による審判は請求の利益があればいつでも請求することができる。

③第1項第1号により地理的表示を無効とするという審決が確定すればその地理的表示権は初めからなかったものと見なし、第1項第2号により地理的表示を無効とするという審決が確定すればその地理的表示権はその地理的表示が第1項第2号に該当することになった時からなかったものと見なす。

④審判委員会の委員長は第1項の審判が請求されたらその趣旨を該当地理的表示権者に知らせなければならない。

第44条（地理的表示の取消審判）

①地理的表示が次の各号のいずれか一つに該当すればその地理的表示の取消審判を請求することができる。

1. 地理的表示登録を行った後、地理的表示の登録を行った者がその地理的表示を使用することのできる農水産物または農水産加工品を生産または製造・加工することを業とする者に対して団体の加入を禁止し、もしくは難しい加入条件を規定する等団体の加入を実質的に許容しなかった場合、またはその地理的表示を使用することができない者に対して登録団体の加入を許容した場合
 2. 地理的表示登録団体またはその所属団体が地理的表示を誤って使用することにより、需要者に商品の品質に対して誤認させ、または地理的出处に対して混同させた場合
- ②第1項による取消審判は取消事由に該当する事実がなくなった日から3年が過ぎた後には請求することができない。
- ③第1項により取消審判を請求した場合は、請求後その審判請求事由に該当する事実がなくなった場合も取消事由に影響を及ぼさない。
- ④第1項による取消審判は何人も請求することができる。
- ⑤地理的表示登録を取り消すという審決が確定した時は、その地理的表示権はその時から消滅する。
- ⑥第1項の審判の請求に関しては第43条第4項を準用する。

第45条（登録拒絶等に対する審判）

第32条第9項により地理的表示登録の拒絶を通報された者または第40条により登録が取り消された者は、異議があれば登録拒絶または登録取消を通報された日から30日以内に審判を請求することができる。

第46条（審判請求方式）

①地理的表示の無効審判・取消審判または地理的表示登録の取消に対する審判を請求しようとする者は、次の各号の事項を記した審判請求書に申請者料を添付して審判委員会の委員長に提出しなければならない。

1. 当事者の氏名と住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び営業所所在地）
2. 代理人がいる場合はその代理人の氏名及び住所または営業所所在地（代理人が法人の場合はその名称、代表者の氏名及び営業所所在地）
3. 地理的表示名称
4. 地理的表示登録日及び登録番号
5. 登録取消決定日（登録の取消に対する審判請求のみ該当する）
6. 請求の趣旨及びその理由

②地理的表示登録拒絶に対する審判を請求しようとする者は、次の各号の事項を記した審判請求書に申請資料を添付して審判委員会の委員長に提出しなければならない。

1. 当事者の氏名と住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び営業所所在地）
2. 代理人がいる場合はその代理人の氏名及び住所または営業所所在地（代理人が法人の場合はその名称、代表者の氏名及び営業所所在地）
3. 登録申請日
4. 登録拒絶決定日

5. 請求の趣旨及びその理由

- ③第1項と第2項により提出された審判請求書を補正する場合はその要旨を変更することができない。ただし、第1項第6号と第2項第5号の請求の理由は変更することができる。
- ④審判委員会の委員長は第1項または第2項により請求された審判に第32条第6項による地理的表示異議申立に関する事項が含まれていれば、その趣旨を地理的表示の異議申立者に知らせなければならない。

第47条（審判の方法等）

- ①審判委員会の委員長は第46条第1項または第2項による審判が請求されれば第49条により審判させる。
- ②審判委員は職務上独立して審判する。

第48条（審判委員の指定等）

- ①審判委員会の委員長は審判の請求件別に第49条による合議体を構成する審判委員を指定して審判させる。
- ②審判委員会の委員長は第1項の審判委員のうち審判の公正性を害する恐れのある者がいれば他の審判委員に審判させることができる。
- ③審判委員会の委員長は第1項により指定された審判委員の中から1名を審判長に指定しなければならない。
- ④第3項により指定された審判長は審判委員会の委員長から指定された審判事件に関する事務を総括する。

第49条（審判の合議体）

- ①審判は3名の審判委員で構成される合議体が行う。
- ②第1項の合議体の合議は過半数の賛成で決定する。
- ③審判の合議は公開しない。

第50条（「特許法」の準用）

- ①審判に関しては「特許法」第139条、第141条（第1項第2号ア目はこの法律で準用される事項に限定する。以下同じ）、第142条、第147条から第153条まで、第153条の2、第154条から第166条まで、第171条、第172条及び第176条を準用する。
- ②第1項の場合、「特許法」第139条第1項のうち「第133条第1項・第134条第1項及び第137条第1項の無効審判または第135条第1項の権利範囲確認審判」は「「農水産物品質管理法」第43条第1項の無効審判、同法第44条第1項の取消審判及び同法第45条の登録拒絶等に対する審判」と見なし、「特許法」第141条第1項第1号のうち「第140条第1項・第3項ないし第5項または第140条の2第1項」は「「農水産物品質管理法」第46条第1項または第2項」と、「特許法」第141条第1項第2号イ目のうち「第82条」は「「農水産物品質管理法」第113条」と見なし、「特許法」第161条第2項のうち「第133条第1項の無効審判または第135条の権利範囲確認審判」は「「農水産物品質管理法」第43条第1項の無効審判」と見なし、「特許法」第165条第1項のうち「第133条第1項・第134条第1項・第135条及び第137条第1項」は

「農水産物品質管理法」第43条第1項及び第44条第1項」と見なし、「特許法」第165条第3項のうち第132条の3・第136条または第138条」は「農水産物品質管理法」第45条」と見なし、「特許法」第176条第1項のうち「第132条の3」は「農水産物品質管理法」第45条」と見なす。

③第1項の場合、用語は第41条第3項により、「特許審判員長」は「地理的表示審判委員会委員長」と、「弁理士」は「代理人」と見なす。

第3節 再審及び訴訟

第51条（再審の請求）

- ①審判の当事者は審判委員会で確定した審決に対して異議があれば再審を請求することができる。
- ②第1項の再審請求に関しては「民事訴訟法」第451条及び第453条第1項を準用する。

第52条（詐欺審決に対する不服請求）

- ①審判の当事者が共謀して第三者の権利または利益を侵害する目的により審決を行わせた場合に、その第三者はその確定した審決に対して再審を請求することができる。
- ②第1項による再審請求の場合は審判の当事者を共同被請求人とする。

第53条（再審により回復した地理的表示権の効力制限）次の各号のいずれか一つに該当する場合、地理的表示権の効力は該当審決が確定した後、再審請求の登録前に善意によりなした行為には及ばない。

- 1. 地理的表示権が無効となった後再審によりその効力が回復した場合
- 2. 登録拒絶に対する審判請求が受け入れられないという審決があった地理的表示登録に対して、再審により地理的表示権の設定登録がある場合

第54条（審決等に対する訴訟）

- ①審決に対する訴訟は特許裁判所の専属管轄とする。
- ②第1項による訴訟は当事者、参加者または該当審判もしくは再審に参加申請を行ったがその申請が拒否された者のみ申し立てることができる。
- ③第1項による訴訟は審決または決定の謄本の送達を受けた日から60日以内に提起しなければならない。
- ④第3項の期間は不変期間とする。
- ⑤審判を請求することのできる事項に関する訴訟は審決に対するものでなければ提起することができない。
- ⑥特許裁判所の判決については最高裁判所に上告することができる。

第55条（「特許法」等の準用）

- ①地理的表示に関する再審の手続き及び再審の請求に関しては、「特許法」第180条、第184条及び「民事訴訟法」第459条第1項を準用する。
- ②地理的表示に関する訴訟に関しては、「特許法」第187条・第188条及び第189条を準用

する。この場合、用語は第41条第3項及び第50条第3項により、「特許法」第187条本文のうち「第186条第1項の規定による訴の提起」は「「農水産物品質管理法」第54条による訴訟」と見なし、「特許法」第187条ただし書きのうち「第133条第1項・第134条第1項・第135条第1項・第137条第1項・第138条第1項及び第3項」は「「農水産物品質管理法」第43条第1項・第44条第1項」と見なし、「特許法」第189条第1項のうち「第186条第1項」は「「農水産物品質管理法」第54条第1項」と見なす。

第4章 遺伝子組み換え農水産物の表示

第56条（遺伝子組み換え農水産物の表示）

- ①消費者に正しい購買情報を提供するために大統領令で定める場合は、遺伝子組み換え農水産物を生産して出荷もしくは販売し、または販売する目的により保管・陳列する者は、該当農水産物に遺伝子組み換え農水産物であることを表示しなければならない。
- ②第1項による遺伝子組み換え農水産物の表示対象品目、表示基準及び表示方法等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第57条（虚偽表示等の禁止）

第56条第1項により遺伝子組み換え農水産物の表示を行わなければならない者（以下「遺伝子組み換え農水産物表示義務者」という）は、次の各号の行為を行ってはならない。

1. 遺伝子組み換え農水産物の表示を偽って行い、またはこれを混同させる恐れがある表示を行う行為
2. 遺伝子組み換え農水産物の表示を混同させる目的によりその表示を損傷・変更する行為
3. 遺伝子組み換え農水産物の表示を行った農水産物に他の農水産物を混合して販売し、または混合して販売する目的により保管もしくは陳列する行為

第58条（遺伝子組み換え農水産物表示の調査）

- ①農林水産食品部長官は第56条及び第57条による遺伝子組み換え農水産物の表示の有無、表示事項及び表示方法等の適正性とその違反の有無を確認するために、大統領令で定めるところにより関係公務員に遺伝子組み換え表示対象農水産物を回収し、または調査させなければならない。ただし、農水産物の流通量が著しく増加する時期等必要な時は随時回収し、または調査させることができる。
- ②第1項による回収または調査に関しては第13条第2項及び第3項を準用する。
- ③第1項により回収または調査を行う関係公務員に関しては第13条第4項を準用する。

第59条（遺伝子組み換え農水産物の表示違反に対する処分）

- ①農林水産食品部長官は第56条または第57条に違反した者に対して、次の各号のいずれか一つに該当する処分を行うことができる。
1. 遺伝子組み換え農水産物表示の履行・変更・削除等の是正命令
2. 遺伝子組み換え表示に違反した農水産物の販売等取引行為の禁止

②農林水産食品部長官は第57条に違反した者に第1項による処分を行った場合は、処分を受けた者に該当処分を受けたという事実を公表するよう命じることができる。

③農林水産食品部長官は遺伝子組み換え農水産物表示義務者が第57条に違反して第1項による処分が確定した者の場合、処分内容、該当営業所と農水産物の名称等処分に関連する事項を、大統領令で定めるところによりインターネットホームページに公表しなければならない。

④第1項による処分と第2項による公表命令及び第3項によるインターネットホームページ公表の基準・方法等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第5章 農水産物の安全性調査等

第60条（安全管理計画）

①農林水産食品部長官は農水産物（畜産物は除く。以下この章で同じ）の品質向上と安全な農水産物の生産・供給のための安全管理計画を毎年策定・実施しなければならない。

②市・道知事及び市長・郡長・区長は、管轄地域で生産・流通する農水産物の安全性を確保するための細部推進計画を策定・実施しなければならない。

③第1項による安全管理計画及び第2項による細部推進計画には、第61条による安全性調査、第68条による危険評価及び残留調査、農漁民に対する教育、その他農林水産食品部令で定める事項を含まなければならない。

④農林水産食品部長官は第1項による安全管理計画を策定する時は、第61条第1項第1号イ目による安全性調査に関して食品医薬品安全庁長と協議しなければならない。

⑤農林水産食品部長官は市・道知事及び市長・郡長・区長に第2項による細部推進計画及びその実施結果を報告させることができる。

第61条（安全性調査）

①農林水産食品部長官及び市・道知事は、農水産物の安全管理のために農水産物または農水産物の生産に利用・使用する農地・漁場・用水・資材等に対して、次の各号の調査（以下「安全性調査」という）を行わなければならない。

1. 農産物

ア．生産段階：農林水産食品部令で定める安全基準への適合性

イ．流通・販売段階：「食品衛生法」等関係法令による有害物質の残留許容基準等の超過の有無

2. 水産物

ア．生産段階：農林水産食品部令で定める安全基準への適合性

イ．貯蔵段階及び出荷されて取引される以前の段階：「食品衛生法」等関係法令による残留許容基準等の超過の有無

②農林水産食品部長官は第1項第1号ア目及び第2号ア目による生産段階の安全基準を定める時は、関係中央行政機関の長と協議しなければならない。

③安全性調査の対象品目の選定、候補地域及び手続き等に関して必要な細部的事項は農林水産食品部令で定める。

第62条（試料収集等）

①農林水産食品部長官及び市・道知事は、安全性調査、第68条第1項による危険評価または同条第3項による残留調査のために必要な場合は、関係公務員に次の各号の試料収集及び調査等を行わせることができる。この場合、必要ならば試料収集を無償とさせることができる。

1. 農水産物と農水産物の生産に利用・使用される土壌・用水・資材等の試料収集及び調査
2. 該当農水産物を生産・貯蔵・運搬・販売（農産物のみ該当する）する者の関係帳簿及び書類の閲覧

②第1項による試料収集、調査または閲覧に関しては第13条第2項及び第3項を準用する。

③第1項により試料収集、調査または閲覧を行う関係公務員に関しては第13条第4項を準用する。

第63条（安全性調査結果による措置）

①農林水産食品部長官及び市・道知事は、生産過程にある農水産物または農水産物の生産のために利用・使用する農地・漁場・用水・資材等に対して安全性調査を行った結果、生産段階の安全基準に違反した場合は該当農水産物を生産した者または所有した者に次の各号の措置を行わせることができる。

1. 該当農水産物の廃棄、用途転換、出荷延期等の処理
2. 該当農水産物の生産に利用・使用した農地・漁場・用水・資材等の改良または利用・使用の禁止
3. その他農林水産食品部令で定める措置

②農林水産食品部長官及び市・道知事は、流通または販売中の農産物及び貯蔵中または出荷されて取引される前の水産物に対して安全性調査を行った結果、「食品衛生法」等による有害物質の残留許容基準等に違反した事実が確認される場合、該当行政機関にその事実を知らせて適切な措置をとることができるようにしなければならない。

第64条（安全性検査機関の指定）

①農林水産食品部長官は安全性調査業務の一部と試験分析業務を専門的・効率的に遂行するために安全性検査機関を指定し、安全性調査と試験分析業務を代行させることができる。

②第1項により安全性検査機関に指定を受けようとする者は、安全性調査と試験分析に必要な施設と人材を備えて農林水産食品部長官に申請しなければならない。ただし、第65条により安全性検査機関の指定が取り消された後2年が過ぎなければ安全性検査機関の指定を申請することができない。

③第1項及び第2項による安全性検査機関の指定基準及び手続きと業務範囲等に関して必要な事項は農林水産食品部令で定める。

第65条（安全性検査機関の指定取消等）

①農林水産食品部長官は第64条第1項による安全性検査機関が次の各号のいずれか一つに

該当すれば、指定を取り消し、または6ヶ月以内の期間を定めて業務の停止を命じることができる。ただし、第1号または第2号に該当すれば指定を取り消さなければならない。

1. 虚偽またはその他不正な方法により指定を受けた場合
2. 業務の停止命令に違反して継続して安全性調査及び試験分析業務を遂行した場合
3. 検査成績書を偽って渡した場合
4. その他農林水産食品部令で定める安全性検査に関する規定に違反した場合

②第1項による行政処分の細部的な基準は農林水産食品部令で定める。

第66条（農水産物の安全に関する教育等）

①農林水産食品部長官及び市・道知事は、安全な農水産物の生産と健全な消費活動のために必要な事項を、生産者、流通従事者、消費者及び関係公務員等に教育・広報しなければならない。

②農林水産食品部長官は生産者・流通従事者・消費者に対する教育・広報を、第3条第4項第2号による団体・機関及び同項第3号による市民団体（安全な農水産物の生産と健全な消費活動に関連する市民団体に限定する）に委託することができる。この場合、教育・広報に必要な経費を予算の範囲で支援することができる。

第67条（分析方法等研究開発及び普及）

農林水産食品部長官及び市・道知事は、農水産物の安全管理を向上させ国内外で農水産物に含有されるものと分かった有害物質の迅速な安全性調査のために、安全性分析方法等技術の研究開発と普及に関する施策を整備しなければならない。

第68条（農産物の危険評価等）

①農林水産食品部長官は農産物の効率的な安全管理のために、次の各号の食品安全関連機関に農産物または農産物の生産に利用・使用する農地・用水・資材等に残留する有害物質による危険を評価するよう要請することができる。

1. 農村振興庁
2. 山林庁
3. 食品医薬品安全庁
4. 「科学技術分野の政府外郭研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」による韓国食品研究院
5. 「韓国保健産業振興院法」による韓国保健産業振興院
6. 大学の研究機関
7. その他農林水産食品部長官が必要と認める研究機関

②農林水産食品部長官は第1項による危険評価の要請事実と評価結果を公表しなければならない。

③農林水産食品部長官は農産物の科学的な安全管理のために農産物に残留する有害物質の実態を調査（以下「残留調査」という）することができる。

④第2項による危険評価の要請と結果の公表に関する事項は大統領令で定め、残留調査の方法及び手続き等残留調査に関する細部事項は農林水産食品部令で定める。

第6章 指定海域の指定及び生産・加工施設の登録・管理

第69条（衛生管理基準）

農林水産食品部長官は外国との協約を履行し、または外国の一定の衛生管理基準を守るようにするために、輸出を目的とする水産物の生産・加工施設及び水産物を生産する海域の衛生管理基準（以下「衛生管理基準」という）を定めて告示する。

第70条（危険要素重点管理基準）

①農林水産食品部長官は外国との協約に規定されており、または輸出相手国で定めて要請する場合は、輸出を目的とする水産物及び水産加工品に有害物質が混ざりもしくは残っていること、または水産物及び水産加工品が汚染されるのを防止するために、生産・加工等各段階を重点的に管理する危険要素重点管理基準を定めて告示する。

②農林水産食品部長官は国内で生産される水産物の品質向上と安全な生産・供給のために、生産段階、貯蔵段階（生産者が貯蔵する場合のみ該当する。以下同じ）及び出荷されて取引される以前の段階の過程で、有害物質が混ざりもしくは残っていること、または水産物が汚染されるのを防止することを目的とする危険要素重点管理基準を定めて告示する。

③農林水産食品部長官は第74条第1項により登録した生産・加工施設等を運営する者に、第1項及び第2項による危険要素重点管理基準を遵守させることができる。

④農林水産食品部長官は第1項及び第2項による危険要素重点管理基準を履行する者に、農林水産食品部令で定めるところによりその履行事実を証明する書類を発給することができる。

⑤農林水産食品部長官は第1項及び第2項による危険要素重点管理基準が効果的に遵守されるようにするために、第74条第1項により登録を行った者（その従業員を含む）と同項により登録を行おうとする者（その従業員を含む）に、危険要素重点管理基準の履行に必要な技術・情報を提供し、または教育訓練を実施することができる。

第71条（指定海域の指定）

①農林水産食品部長官は衛生管理基準に合う海域を指定海域に指定して告示することができる。

②第1項による指定海域（以下「指定海域」という）の指定手続き等に関して必要な事項は農林水産食品部令で定める。

第72条（指定海域衛生管理総合対策）

①農林水産食品部長官は指定海域の保存・管理のための指定海域衛生管理総合対策（以下「総合対策」という）を策定・実施しなければならない。

②総合対策には次の各号の事項が含まなければならない。

1. 指定海域の保存及び管理（汚染防止に関する事項を含む。以下この条で同じ）に関する基本方向

2. 指定海域の保存及び管理のための具体的な推進対策
 3. その他農林水産食品部長官が指定海域の保存及び管理に必要と認める事項
- ③農林水産食品部長官は総合対策を策定するために必要ならば、次の各号の者（以下「関係機関の長」という）の意見を聞くことができる。この場合、農林水産食品部長官は関係機関の長に必要な資料の提出を要請することができる。
1. 農林水産食品部所属機関の長
 2. 指定海域を管轄する地方自治体の長
 3. 「水産業協同組合法」による組合及び中央会の長
- ④農林水産食品部長官は総合対策が策定されたら関係機関の長に通知しなければならない。
- ⑤農林水産食品部長官は第4項により通知した総合対策を実施するために必要と認めれば、関係機関の長に必要な措置を要請することができる。この場合、関係機関の長は特別な事由がなければその要請に従わなければならない。

第73条（指定海域及び周辺海域における制限または禁止）

- ①何人も指定海域及び指定海域から1キロメートル以内にある海域（以下「周辺海域」という）で次の各号のいずれか一つに該当する行為を行ってはならない。
1. 「海洋環境管理法」第22条第1項第1号から第3号まで及び同条第2項にかかわらず、同法第2条第11号による汚染物質を排出する行為
 2. 「水産業法」第8条第1項第4号による魚類等養殖漁業（以下「養殖漁業」という）を行うために設置した養殖漁場の施設（以下「養殖施設」という）で、「海洋環境管理法」第2条第11号による汚染物質を排出する行為
 3. 養殖漁業を行うために設置した養殖施設で「家畜糞尿の管理及び利用に関する法律」第2条第1号による家畜（犬と猫を含む。以下同じ）を飼育（家畜を放置する場合を含む。以下同じ）する行為
- ②農林水産食品部長官は指定海域で生産される水産物の汚染を防止するために、養殖漁業の漁業権者（「水産業法」第19条により認可を受けて漁業権の移転・分割または変更を受けた者と養殖施設の管理の責任を負っている者を含む）が指定海域及び周辺海域内の該当養殖施設で、「薬事法」第85条による動物用医薬品を使用する行為を制限または禁止することができる。ただし、指定海域及び周辺海域で水産物の疾病または伝染病が発生した場合であって、「水産生物疾病管理法」第2条第13号による水産疾病管理師または「獣医師法」第2条第1号による獣医師の診療により動物用医薬品を使用する場合はこの限りでない。
- ③農林水産食品部長官は第2項により動物用医薬品を使用する行為を制限または禁止しようとするなら、指定海域で生産される水産物の出荷が集中的になされる時期を考慮して、3ヶ月を超えない範囲でその期間を指定海域（周辺海域を含む）別に定めて告示しなければならない。

第74条（生産・加工施設等の登録等）

- ①衛生管理基準に合う水産物の生産・加工施設と第70条第1項または第2項による危険要素重点管理基準を履行する施設（以下「生産・加工施設等」という）を運営する者は、生産

- ・加工施設等を農林水産食品部長官に登録することができる。
- ②第1項により登録を行った者（以下「生産・加工業者等」という）はその生産・加工施設等で生産・加工・出荷する水産物・水産物加工品及びその包装に衛生管理基準に合うという事実、または第70条第1項及び第2項による危険要素重点管理基準を履行するという事実を表示し、またはその事実を広告することができる。
- ③生産・加工業者等は大統領令で定める事項を変更しようとするなら農林水産食品部長官に届け出なければならない。
- ④生産・加工施設等の登録手続き、登録方法、変更届手続き等に関して必要な事項は農林水産食品部令で定める。

第75条（衛生管理に関する事項等の報告）

- ①農林水産食品部長官は生産・加工業者等に生産・加工施設等の衛生管理に関する事項を報告させることができる。
- ②農林水産食品部長官は第115条により権限を委任または委託された機関の長に、指定海域の衛生調査に関する事項と検査の実施に関する事項を報告させることができる。
- ③第1項及び第2項による報告の手続き等に関して必要な事項は農林水産食品部令で定める。

第76条（調査・点検）

- ①農林水産食品部長官は指定海域に指定するための海域と指定海域に指定された海域が衛生管理基準に合うかを調査・点検しなければならない。
- ②農林水産食品部長官は生産・加工施設等が衛生管理基準と第70条第1項または第2項による危険要素重点管理基準に合うかを調査・点検しなければならない。この場合、その調査・点検の周期は大統領令で定める。
- ③農林水産食品部長官は次の各号のいずれか一つに該当する事項のために必要な場合は、関係公務員に該当営業所、事務所、倉庫、船舶、養殖施設等に立ち入り関係帳簿または書類の閲覧、施設・装備等に対する点検を行い、または必要な最小量の試料を収集させることができる。
 - 1. 第1項及び第2項による調査・点検
 - 2. 第73条による汚染物質の排出、家畜の飼育行為及び動物用医薬品の使用の有無の確認・調査
- ④第3項による閲覧・点検または収集に関しては第13条第2項及び第3項を準用する。
- ⑤第3項により閲覧・点検または収集を行う関係公務員に関しては第13条第4項を準用する。
- ⑥農林水産食品部長官は生産・加工施設等が次の各号の要件をすべて備えた場合、生産・加工業者等の要請により、該当関係行政機関の長に共同で調査・点検するよう要請することができる。
 - 1. 「食品衛生法」及び「畜産水衛生管理法」等食品関連法令の調査・点検対象となる場合
 - 2. 類似の目的により6ヶ月以内に2回以上調査・点検の対象となる場合。ただし、外国

との協約事項または是正措置の履行の有無を調査・点検する場合と、違法事項に関する届出・情報提供を受け、またはそれに関する情報を入手して調査・点検する場合は除く。

⑦第3項から第5項までで規定された事項以外に第1項と第2項による調査・点検の手続きと方法等に関して必要な事項は農林水産食品部令で定め、第6項による共同調査・点検の要請方法等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第77条（指定海域における生産制限及び指定解除）

農林水産食品部長官は指定海域が衛生管理基準に合わなくなったら、大統領令で定めるところにより指定海域における水産物生産を制限し、または指定海域の指定を解除することができる。

第78条（生産・加工の中止等）

農林水産食品部長官は生産・加工施設等及び生産・加工業者等が次の各号のいずれか一つに該当すれば、大統領令で定めるところにより生産・加工・出荷・運搬の是正・制限・中止命令、生産・加工施設等の改善・補修命令または登録取消を行うことができる。ただし、第1号に該当すればその登録を取り消さなければならない。

1. 虚偽またはその他不正な方法により第74条による登録を行った場合
2. 衛生管理基準に合わない場合
3. 第70条第1項及び第2項による危険要素重点管理基準を履行せず、または不誠実に履行する場合
4. 第76条第2項及び第3項第1号（第2項に該当する部分に限定する）による調査・点検等を拒否・妨害または忌避する場合
5. 生産・加工施設等で生産された水産物及び水産加工品から有害物質が検出された場合
6. 生産・加工・出荷・運搬の是正・制限・中止命令または生産・加工施設等の改善・補修命令を受けその命令に従わない場合

第7章 農水産物等の検査及び検定

第1節 農産物の検査

第79条（農産物の検査）

①政府が買い入れ、または輸出もしくは輸入する農産物等大統領令で定める農産物（畜産物は除く。以下この節で同じ）は、公正な流通秩序を確立し消費者を保護するために農林水産食品部長官の検査を受けなければならない。ただし、蚕種及び蚕繭の場合は市・道知事の検査を受けなければならない。

②第1項により検査を受けた農産物の包装・容器及び内容物を変えようとするなら、再び農林水産食品部長官の検査を受けなければならない。

③第1項及び第2項による農産物検査の項目・基準・方法及び申請手続き等に関して必要な

事項は農林水産食品部令で定める。

第80条（農産物検査機関の指定等）

①農林水産食品部長官は農産物の生産者団体及び「公共機関の運営に関する法律」第4条による公共機関（以下「公共機関」という）または農業関連法人等を農産物検査機関に指定して、第79条第1項による検査を代行させることができる。

②第1項による農産物検査機関の指定を受けようとする者は、検査に必要な施設と人材を備えて農林水産食品部長官に申請しなければならない。

③第1項による農産物検査機関の指定基準、指定手続き及び検査業務の範囲等に関して必要な事項は農林水産食品部令で定める。

第81条（農産物検査機関の指定取消等）

①農林水産食品部長官は第80条による農産物検査機関が次の各号のいずれか一つに該当すれば、その指定を取り消し、または6ヶ月以内の期間を定めて検査業務の全部または一部の停止を命じることができる。ただし、第1号または第2号に該当すればその指定を取り消さなければならない。

1. 虚偽またはその他不正な方法により指定を受けた場合
2. 業務停止期間中に検査業務を行った場合
3. 第80条第3項による指定基準に達することができなくなった場合
4. 検査を偽って行い、または誠実に行わなかった場合
5. 正当な事由なしに指定された検査を行わない場合

②第1項による行政処分の細部的な基準は、その違反行為の類型及び違反程度等を考慮して農林水産食品部令で定める。

第82条（農産物検査官の資格等）

①第79条による検査及び第85条による再検査（異議申立による再検査を含む。以下同じ）業務を担当する者（以下「農産物検査官」という）は、次の各号のいずれか一つに該当する者であって、国立農産物品質管理院長（蚕種及び蚕繭農産物検査官の場合は市・道知事をいう。以下この条、第83条第1項及び第114条第2項で同じ）が実施する選考試験に合格した者とする。ただし、大統領令で定める農産物検査関連資格または学位を有している者に対しては、大統領令で定めるところにより選考試験の全部または一部を免除することができる。

1. 農産物検査関連業務に6ヶ月以上従事した公務員
2. 農産物検査関連業務に1年以上従事した者

②農産物検査官の資格は穀類、特作・薯類、果実・野菜類、種子類、蚕糸類等の区分により与える。

③第83条により農産物検査官の資格が取り消された者は、資格が取り消された日から1年が過ぎなければ第1項による選考試験を受験し、または農産物検査官の資格を取得することができない。

④国立農産物品質管理院長は農産物検査官の検査技術と資質を向上させるために教育を実

施することができる。

⑤国立農産物品質管理院長は第1項による選考試験の出題及び採点等のために試験委員を任命・委嘱することができる。この場合、試験委員には予算の範囲で手当を支給することができる。

⑥第1項から第4項までの規定による農産物検査官の選考試験の区分・方法、合格者の決定、農産物検査官の教育等に関して必要な細部事項は農林水産食品部令で定める。

第83条（農産物検査官の資格取消等）

①国立農産物品質管理院長は農産物検査官に次の各号のいずれか一つに該当する事由が発生すれば、その資格を取り消し、または6ヶ月以内の期間を定めて資格の停止を命じることができる。

1. 虚偽またはその他不正な方法により検査または再検査を行った場合
2. この法律またはこの法律による命令に違反して著しく非適格な検査または再検査を行い、政府または農産物検査機関の公信力を大きく損なった場合

②第1項による資格取消及び停止に関して必要な細部事項は農林水産食品部令で定める。

第84条（検査証明書の発給等）

農産物検査官が第79条第1項による検査を行った時は、農林水産食品部令で定めるところにより該当農産物の包装・容器等または荷札に検査日、等級等の検査結果を表示し、または検査を受けた者に検査証明書を発給しなければならない。

第85条（再検査等）

①第79条第1項による農産物の検査結果に対して異議がある者は、検査現場で検査を実施した農産物検査官に再検査を要求することができる。この場合、農産物検査官は直ちに再検査を行い、その結果を知らせなければならない。

②第1項による再検査の結果に異議のある者は、再検査日から7日以内に農産物検査官が所属する農産物検査機関の長に異議申立を行うことができ、異議申立を受けた機関の長はその申請を受けた日から5日以内に再び検査してその結果を異議申立者に知らせなければならない。

③第1項または第2項による再検査結果が第79条第1項による検査結果と異なる場合は、第84条を準用して該当検査結果の表示を交換し、または検査証明書を新たに発給しなければならない。

第86条（検査判定の失効）

第79条第1項により検査を受けた農産物が次の各号のいずれか一つに該当すれば検査判定の効力が喪失する。

1. 農林水産食品部令で定める検査有効期間が過ぎた場合
2. 第84条による検査結果の表示がなくなり、または明確でなくなった場合

第87条（検査判定の取消）

農林水産食品部長官は第79条による検査または第85条による再検査を受けた農産物が次の各号のいずれか一つに該当すれば、検査判定を取り消すことができる。ただし、第1号に該当したら検査判定を取り消さなければならない。

1. 虚偽またはその他不正な方法により検査を受けた事実が確認された場合
2. 検査または再検査結果の表示または検査証明書を偽造または変造した事実が確認された場合
3. 検査または再検査を受けた農産物の包装または内容物を変えた事実が確認された場合

第2節 水産物及び水産加工品の検査

第88条（水産物等に対する検査）

①次の各号のいずれか一つに該当する水産物及び水産加工品は、品質及び規格が合うか、及び有害物質が混ざって入っていないか等に関して、農林水産食品部長官の検査を受けなければならない。

1. 政府で買入・備蓄する水産物及び水産加工品
2. 外国との協約または輸出相手国の要請により検査が必要な場合であって、農林水産食品部長官が定めて告示する水産物及び水産加工品

②農林水産食品部長官は第1項以外の水産物及び水産加工品に対する検査申請がある場合、検査を行わなければならない。ただし、検査基準がない場合等農林水産食品部令で定める場合はこの限りでない。

③第1項または第2項により検査を受けた水産物または水産加工品の包装・容器または内容物を変えようとするなら、再び農林水産食品部長官の検査を受けなければならない。

④農林水産食品部長官は第1項から第3項までの規定にかかわらず、次の各号のいずれか一つに該当する場合は検査の一部を省略することができる。

1. 指定海域で衛生管理基準に合うように生産・加工された水産物及び水産加工品
2. 第74条第1項により登録した生産・加工施設等で衛生管理基準または危険要素重点管理基準に合うように生産・加工された水産物及び水産加工品
3. 次の各目のいずれか一つに該当する漁船であって海外水域で捕獲または採取して現地から直接輸出する水産物及び水産加工品（外国との協約を履行しなければならず、または外国の一定の衛生管理基準・危険要素重点管理基準を遵守しなければならない場合は除く）
 - ア．「遠洋産業発展法」第6条第1項による遠洋漁業許可を受けた漁船
 - イ．「食品産業振興法」第19条の5により水産物加工業（大統領令で定める業種に限定する）を届け出た者が直接運営する漁船
4. 検査の一部を省略しても検査目的を達成することのできる場合であって、大統領令で定める場合

⑤第1項から第3項までの規定による検査の種類と対象、検査の基準・手続き及び方法、第4項により検査の一部を省略する場合、その手続き及び方法、その他検査に必要な事項は農林水産食品部令で定める。

第89条（水産物検査機関の指定等）

- ①農林水産食品部長官は第88条による検査業務または第96条による再検査業務を遂行することのできる生産者団体または「科学技術分野政府外郭研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」により設立された食品衛生関連機関を水産物検査機関に指定して、検査または再検査業務を代行させることができる。
- ②第1項による水産物検査機関の指定を受けようとする者は、検査に必要な施設と人材を備えて農林水産食品部長官に申請しなければならない。
- ③第1項による水産物検査機関の指定基準、指定手続き及び検査業務の範囲等に関して必要な事項は農林水産食品部令で定める。

第90条（水産物検査機関の指定取消等）

- ①農林水産食品部長官は第89条による水産物検査機関が次の各号のいずれか一つに該当すれば、その指定を取り消し、または6ヶ月以内の期間を定めて検査業務の全部または一部の停止を命じることができる。ただし、第1号または第2号に該当すればその指定を取り消さなければならない。
1. 虚偽またはその他不正な方法により指定された場合
 2. 業務停止期間中に検査業務を行った場合
 3. 第89条第3項による指定基準に達することができなくなった場合
 4. 検査を偽って行い、または誠実に行わなかった場合
 5. 正当な事由なしに指定された検査を行わない場合
- ②第1項による行政処分の細部的な基準は、その違反行為の類型及び違反程度等を考慮して農林水産食品部令で定める。

第91条（水産物検査官の資格等）

- ①第88条による水産物検査業務または第96条による再検査業務を担当する者（以下「水産物検査官」という）は、次の各号のいずれか一つに該当する者であって、国立水産物品質検査院長が実施する選考試験に合格した者とする。ただし、大統領令で定める水産物検査関連資格または学位を有している者に対しては、大統領令で定めるところにより選考試験の全部または一部を免除することができる。
1. 国立水産物品質検査院で水産物検査関連業務に6ヶ月以上従事した公務員
 2. 水産物検査関連業務に1年以上従事した者
- ②第92条により水産物検査官の資格が取り消された者は、資格が取り消された日から1年が過ぎなければ第1項による選考試験を受験し、または水産物検査官の資格を取得することができない。
- ③国立水産物品質検査院長は水産物検査官の検査技術と資質を向上させるために教育を実施することができる。
- ④国立水産物品質検査院長は第1項による選考試験の出題及び採点等のために試験委員を任命・委嘱することができる。この場合、試験委員には予算の範囲で手当を支給することができる。

⑤第1項から第3項までの規定による水産物検査官の選考試験の区分・方法、合格者の決定、水産物検査官の教育等に関して必要な細部事項は農林水産食品部令で定める。

第92条（水産物検査官の資格取消等）

①国立水産物品質検査院長は水産物検査官に次の各号のいずれか一つに該当する事由が発生すれば、その資格を取り消し、または6ヶ月以内の期間を定めて資格の停止を命じることができる。

1. 虚偽またはその他不正な方法により検査または再検査を行った場合
2. この法律またはこの法律による命令に違反して著しく不適格な検査または再検査を行って政府または水産物検査機関の公信力を大きく損ねた場合

②第1項による資格取消及び停止に関して必要な細部事項は農林水産食品部令で定める。

第93条（検査結果の表示）

水産物検査官は第88条により検査した結果または第96条により再検査した結果次の各号のいずれか一つに該当すれば、その水産物及び水産加工品に検査結果を表示しなければならない。ただし、生きている水産物等性質上表示を行うことのできない場合はこの限りでない。

1. 検査を申請した者（以下「検査申請人」という）が要請する場合
2. 政府で買入・備蓄する水産物及び水産加工品の場合
3. 農林水産食品部長官が検査結果を表示する必要があると認める場合
4. 検査に不合格になった水産物及び水産加工品であって、第95条第2項により関係機関に廃棄または販売禁止等の処分を要請しなければならない場合

第94条（検査証明書の発給）

農林水産食品部長官は第88条による検査結果または第96条による再検査の結果、検査基準に合う水産物及び水産加工品と第88条第4項に該当する水産物及び水産加工品の検査申請人に、農林水産食品部令で定めるところによりその事実を証明する検査証明書を発給することができる。

第95条（廃棄または販売禁止等）

①農林水産食品部長官は第88条による検査または第96条による再検査で不適合判定を受けた水産物及び水産加工品の検査申請人にその事実を知らせなければならない。

②農林水産食品部長官は「食品衛生法」で定めるところにより管轄特別自治道知事・市長・郡長・区長に、第1項により不適合判定を受けた水産物及び水産加工品であって、有害物質が検出されて人体に害を及ぼしうると認められる水産物及び水産加工品に対して、廃棄または販売禁止等を行うよう要請しなければならない。

第96条（再検査）

①第88条により検査した結果に不服のある者は、その結果の通知を受けた日から14日以内に農林水産食品部長官に再検査を申請することができる。

②第1項による再検査は次の各号のいずれか一つに該当する場合にのみ行うことができる。この場合、水産物検査官の不足等やむをえない場合以外には、初めに検査した水産物検査官でない他の水産物検査官に検査させなければならない。

1. 水産物検査機関が検査のための試料採取または検査方法を誤ったということを認める場合
2. 専門機関（農林水産食品部長官が定めて告示した食品衛生関連専門機関をいう）が検査して水産物検査機関の検査結果と異なる検査結果を提出する場合

③第1項による再検査の結果に対しては同じ事由により再び再検査を申請することができない。

第97条（検査判定の取消）

農林水産食品部長官は第88条による検査または第96条による再検査を受けた水産物または水産加工品が次の各号のいずれか一つに該当すれば、検査判定を取り消すことができる。ただし、第1号に該当すれば検査判定を取り消さなければならない。

1. 虚偽またはその他不正な方法により検査を受けた事実が確認された場合
2. 検査または再検査結果の表示または検査証明書を偽造または変造した事実が確認された場合
3. 検査または再検査を受けた水産物または水産加工品の包装または内容物を変えた事実が確認された場合

第3節 検定

第98条（検定）

①農林水産食品部長官は農水産物及び農産加工品の取引及び輸出・輸入を円滑にするために、次の各号の検定を実施することができる。

1. 農産物及び農産加工品の品位・成分及び有害物質等
2. 水産物の品質・規格・成分・残留物質等
3. 農水産物の生産に利用・使用する農地・漁場・用水・資材等の品位成分及び有害物質等

②農林水産食品部長官は検定申請を受けた時は、検定人材または検定装備の不足等特別な事由がなければ、検定を実施し申請人にその結果を通知しなければならない。

③第1項による検定の項目・申請手続き及び方法等に関して必要な事項は農林水産食品部令で定める。

第99条（検定機関の指定等）

①農林水産食品部長官は検定に必要な資材と施設を備えた機関（以下「検定機関」という）を指定して第98条による検定を代行させることができる。

②検定機関の指定を受けようとする者は、検定に必要な資材と施設を備えて農林水産食品部長官に申請しなければならない。検定機関に指定された後農林水産食品部令で定める重要事項が変更された時は、農林水産食品部令で定めるところにより変更届を行わなければならない。

ならない。

③第100条により検定機関の指定が取り消された後1年が過ぎなければ検定機関の指定を申請することができない。

④第1項及び第2項による検定機関の指定基準及び手続きと業務範囲等に関して必要な事項は農林水産食品部令で定める。

第100条（検定機関の指定取消等）

①農林水産食品部長官は検定機関が次の各号のいずれか一つに該当すれば、指定を取り消し、または6ヶ月以内の期間を定めて該当検定業務の停止を命じることができる。ただし、第1号または第2号に該当すれば指定を取り消さなければならない。

1. 虚偽またはその他不正な方法により指定を受けた場合
2. 業務停止期間中に検定業務を行った場合
3. 検定結果を偽って渡した場合
4. 第99条第2項後段の変更届を行わずに検定業務を継続した場合
5. 第99条第4項による指定基準に達することができなくなった場合
6. その他農林水産食品部令で定める検定に関する規定に違反した場合

②第1項による指定取消及び停止に関する細部的な基準は農林水産食品部令で定める。

第4節 禁止行為及び確認・調査・点検等

第101条（不正行為の禁止等）

何人も第79条、第85条、第88条、第96条及び第98条による検査、再検査及び検定に関連して次の各号の行為を行ってはならない。

1. 虚偽またはその他不正な方法により検査・再検査または検定を受ける行為
2. 第79条または第88条により検査を受けなければならない農水産物及び水産加工品に対して検査を受けない行為
3. 検査及び検定結果の表示、検査証明書及び検定証明書を偽造または変造する行為
4. 第79条第2項または第88条第3項に違反して検査を受けずに包装・容器もしくは内容物を変えて該当農水産物もしくは水産加工品を販売・輸出し、または販売・輸出を目的に保管もしくは陳列する行為
5. 検定結果に対して虚偽広告または誇大広告を行う行為

第102条（確認・調査・点検等）

①農林水産食品部長官は政府が買い入れ、または輸入した農水産物及び水産加工品等大統領令で定める農水産物及び水産加工品の保管倉庫、加工施設、航空機、船舶、その他必要な場所に関係公務員を立ち入らせて、確認・調査・点検等に必要な最小限の試料を無償で収集し、または関連帳簿もしくは書類を閲覧させることができる。

②第1項による試料収集または閲覧に関しては第13条第2項及び第3項を準用する。

③第1項により立入等を行う関係公務員に関しては第13条第4項を準用する。

第8章 補則

第103条（情報提供等）

- ①農林水産食品部長官は農水産物の安全性調査等農水産物の安全と品質に関連する情報のうち国民が知るべき必要があると認められる情報は、「公共機関の情報公開に関する法律」で許容する範囲で国民に提供するように努めなければならない。
- ②農林水産食品部長官は第1項により国民に情報を提供しようとする場合、農水産物の安全と品質に関連する情報の収集及び管理のための情報システム（以下「農水産物安全情報システム」という）を構築・運営しなければならない。
- ③農水産物安全情報システムの構築と運営及び情報提供等に必要な事項は農林水産食品部令で定める。

第104条（農水産物名誉監視員）

- ①農林水産食品部長官及び市・道知事は農水産物の公正な流通秩序を確立するために、消費者団体または生産者団体の会員・職員等を農水産物名誉監視員に委嘱して、農水産物の流通秩序に関する監視・指導・啓蒙を行わせることができる。
- ②農林水産食品部長官及び市・道知事は農水産物名誉監視員に予算の範囲で監視活動に必要な経費を支給することができる。
- ③第1項による農水産物名誉監視員の資格、委嘱方法、任務等に関して必要な事項は農林水産食品部令で定める。

第105条（農産物品質管理士）

農林水産食品部長官は農産物の品質向上と流通の効率化を促進するために農産物品質管理士制度を運営する。

第106条（農産物品質管理士の職務）

農産物品質管理士は次の各号の職務を遂行する。

1. 農産物の等級判定
2. 農産物の生産及び収穫後の品質管理技術指導
3. 農産物の出荷時期の調節、品質管理技術に関する助言
4. その他農産物の品質向上と流通効率化に必要な業務であつて、農林水産食品部令で定める業務

第107条（農産物品質管理士の試験・資格付与等）

- ①農産物品質管理士になろうとする者は、農林水産食品部長官が実施する農産物品質管理士資格試験に合格しなければならない。
- ②第109条により農産物品質管理士の資格が取り消された日から2年が過ぎていない者は、第1項による農産物品質管理士資格試験を受験することができない。
- ③農産物品質管理士資格試験の実施計画、受験資格、試験科目、試験方法、合格基準及び資格証発給等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第108条（農産物品質管理士の遵守事項）

- ①農産物品質管理士は農産物の品質向上と流通の効率化を促進して、生産者と消費者ともに利益となることができるように、信義と誠実によりその職務を遂行しなければならない。
- ②農産物品質管理士は他人にその名義を使用させ、またはその資格証を貸してはならない。

第109条（農産物品質管理士の資格取消）

農林水産食品部長官は次の各号のいずれか一つに該当する者に対して農産物品質管理士の資格を取り消さなければならない。

1. 農産物品質管理士の資格を虚偽または不正な方法により取得した者
2. 第108条第2項に違反して他人に農産物品質管理士の名義を使用させ、または資格証を貸した者

第110条（資金支援）

政府は農水産物の品質向上または農水産物の標準規格化及び物流標準化の促進等のために、次の各号のいずれか一つに該当する者に予算の範囲で包装資材、施設及び自動化装備等の買入等に必要な資金を支援することができる。

1. 農漁民
2. 生産者団体
3. 優秀管理認証を受けた者、優秀管理認証機関、農産物収穫後に衛生・安全管理のための施設の事業者または優秀管理認証教育を実施する機関・団体
4. 履歴追跡管理または地理的表示の登録を行った者
5. 農産物品質管理士を雇用する等農産物の品質向上のために努める産地・消費地の流通施設の事業者
6. 第64条による安全性検査機関または第68条による危険評価遂行機関
7. 第80条、第89条及び第99条による農水産物検査及び検定機関
8. その他農林水産食品部令で定める農水産物流通関連事業者または団体

第111条（優先購入）

①農林水産食品部長官は農水産物及び水産加工品の流通を円滑に行い品質向上を促進するために、必要ならば優秀表示品及び地理的表示品等を「農水産物流通及び価格安定に関する法律」による農水産物卸売市場及び農水産物共同販売場に優先的に上場または取引させることができる。

②国・地方自治体及び公共機関は、農水産物または農水産加工品を購入する時は、優秀表示品及び地理的表示品を優先的に購入することができる。

第112条（報奨金）

農林水産食品部長官は第56条または第57条に違反した者を主務官庁または捜査機関に届け出、または告発した者等には、大統領令で定めるところにより予算の範囲で報奨金を支給することができる。

第113条（手数料）

次の各号のいずれか一つに該当する者は農林水産食品部令で定めるところにより手数料を払わなければならない。ただし、政府が買い入れ、または輸出もしくは輸入する農水産物等に対しては、農林水産食品部令で定めるところにより手数料を減免することができる。

1. 第6条第3項により優秀管理認証を申請し、または第7条第2項による優秀管理認証の更新審査、同条第3項による有効期間延長のための審査もしくは同条第4項による優秀管理認証の変更を申請する者
2. 第9条第2項により優秀管理認証機関の指定を申請し、または同条第3項により更新しようとする者
3. 第11条第2項により優秀管理施設の指定を申請し、または同条第4項による更新を申請する者
4. 第14条第2項により品質認証を申請し、または第15条第2項により品質認証の有効期間延長申請を行う者
5. 第17条第3項により品質認証機関の指定を申請する者
6. 第21条第1項により親環境水産物認証を申請し、または第22条第2項により親環境水産物認証の有効期間延長申請を行う者
7. 第32条第3項により地理的表示の登録を申請し、または第41条により準用される「特許法」第15条による期間延長申請もしくは同法第22条による継承申請を行う者
8. 第43条第1項による地理的表示の無効審判、第44条第1項による地理的表示の取消審判、第45条による地理的表示の登録拒絶・取消に対する審判または第51条第1項による再審を請求する者
9. 第46条第3項により補正を行い、または第50条により準用される「特許法」第151条による除斥・忌避申請、同法第156条による参加申請、同法第165条による費用額決定の請求、同法第166条による執行力のある正本の請求を行う者。この場合、第55条第1項により準用される「特許法」第184条による再審における申請・請求等を含む。
10. 第64条第2項により安全性検査機関の指定を申請する者
11. 第74条第1項により生産・加工施設等の登録を申請する者
12. 第79条による農産物の検査または第85条による再検査を申請する者
13. 第80条第2項により農産物検査機関の指定を申請する者
14. 第88条第1項から第3項までの規定による水産物もしくは水産加工品の検査または第96条第1項により再検査を申請する者
15. 第89条第2項により水産物検査機関の指定を申請する者
16. 第98条第1項により検定を申請する者
17. 第99条第2項により検定機関の指定を申請する者

第114条（聴聞等）

①農林水産食品部長官は次の各号のいずれか一つに該当する処分を行おうとするなら聴聞を行わなければならない。

1. 第10条による優秀管理認証機関の指定取消

2. 第12条による優秀管理施設の指定取消
 3. 第16条による品質認証の取消
 4. 第18条による品質認証機関の指定取消または品質認証業務の停止
 5. 第23条による親環境水産物認証の取消
 6. 第27条による履歴追跡管理登録の取消
 7. 第31条第1項による標準規格品・品質認証品・親環境水産物認証品または履歴追跡管理農水産物の販売禁止または表示停止（履歴追跡管理農水産物の場合は除く）、同条第2項による優秀管理認証農産物の販売禁止または同条第4項による優秀管理認証の取消
 8. 第40条による地理的表示品に対する販売の禁止、表示の停止または登録の取消
 9. 第65条による安全性検査機関の指定取消
 10. 第78条による生産・加工施設等または生産・加工業者等に対する生産・加工・出荷・運搬の是正・制限・中止命令、生産・加工施設等の改善・補修命令または登録の取消
 11. 第81条による農産物検査機関の指定取消
 12. 第87条による検査判定の取消
 13. 第90条による水産物検査機関の指定取消または検査業務の停止
 14. 第97条による検査判定の取消
 15. 第100条による検定機関の指定取消
 16. 第109条による農産物品質管理士資格の取消
- ②国立農産物品質管理院長は第83条により農産物検査官資格の取消を行おうとするなら聴聞を行わなければならない。
- ③国立水産物品質検査院長は第92条により水産物検査官資格の取消を行おうとするなら聴聞を行わなければならない。
- ④優秀管理認証機関は第8条第1項により優秀管理認証を取り消そうとするなら優秀管理認証を受けた者に意見提出の機会を与えなければならない。
- ⑤品質認証機関は第16条第1項により品質認証の取消を行おうとするなら品質認証を受けた者に意見提出の機会を与えなければならない。
- ⑥第4項及び第5項による意見提出に関しては「行政手続き法」第22条第4項から第6項まで及び第27条を準用する。この場合、「行政庁」及び「管轄行政庁」はそれぞれ「優秀管理認証機関」または「品質認証機関」と見なす。

第115条（権限の委任・委託等）

- ①この法律による農林水産食品部長官の権限は、その一部を大統領令で定めるところにより所属機関の長、農村振興庁長、山林庁長、市・道知事または市長・郡長・区長に委任することができる。
- ②この法律による農林水産食品部長官の業務は、その一部を大統領令で定めるところにより次の各号の者に委託することができる。
1. 生産者団体
 2. 公共機関

3. 「政府外郭研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」による政府外郭研究機関または「科学技術分野政府外郭研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」による科学技術分野政府外郭研究機関
4. 「農漁業経営体育成及び支援に関する法律」第16条により設立された営農組合法人及び営漁組合法人等農林または水産関連法人または団体

第116条（罰則適用時の公務員擬制）

次の各号のいずれか一つに該当する者は、「刑法」第129条から第132条までの規定による罰則を適用する時は公務員と見なす。

1. 第3条による審議会の委員のうち公務員でない委員
2. 第9条により優秀管理認証業務に従事する優秀管理認証機関の役職員
3. 第17条第1項により品質認証業務に従事する品質認証機関の役職員
4. 第42条による審判委員のうち公務員でない審判委員
5. 第64条により安全性調査と試験分析業務に従事する安全性検査機関の役職員
6. 第80条及び第85条により農産物検査、再検査及び異議申立業務に従事する農産物検査機関の役職員
7. 第89条及び第96条により検査及び再検査業務に従事する水産物検査機関の役職員
8. 第99条により検定業務に従事する検定機関の役職員
9. 第115条第2項により委託された業務に従事する生産者団体等の役職員

第9章 罰則

第117条（罰則）

次の各号のいずれか一つに該当する者は7年以下の懲役または1億ウォン以下の罰金に処する。この場合、懲役と罰金は併科することができる。

1. 第57条第1号に違反して遺伝子組み換え農水産物の表示を偽って行い、またはこれを混同させる恐れがある表示を行った遺伝子組み換え農水産物表示義務者
2. 第57条第2号に違反して遺伝子組み換え農水産物の表示を混同させる目的によりその表示を損傷・変更した遺伝子組み換え農水産物表示義務者
3. 第57条第3号に違反して遺伝子組み換え農水産物の表示を行った農水産物に他の農水産物を混合して販売し、または混合して販売する目的により保管もしくは陳列した遺伝子組み換え農水産物表示義務者

第118条（罰則）

第73条第1項第1号または第2号に違反して「海洋環境管理法」第2条第5号による油を排出した者は、5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金に処する。

第119条（罰則）

次の各号のいずれか一つに該当する者は3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第29条第1項に違反して標準規格品、優秀管理認証農産物、品質認証品、親環境水産物認証品、履歴追跡管理農水産物でない農水産物または農水産加工品に、標準規格品、優秀管理認証農産物、品質認証品、親環境水産物認証品、履歴追跡管理農水産物の表示を行い、またはこれと似ている表示を行った者
2. 第29条第2項に違反して次の各目のいずれか一つに該当する行為を行った者
 - ア. 第5条第2項により標準規格品の表示を行った農水産物に標準規格品でない農水産物もしくは農水産加工品を混合して販売し、または混合して販売する目的により保管または陳列する行為
 - イ. 第6条第6項により優秀管理認証の表示を行った農産物に優秀管理認証農産物でない農産物もしくは農産加工品を混合して販売し、または混合して販売する目的により保管もしくは陳列する行為
 - ウ. 第14条第3項により品質認証品の表示を行った水産物もしくは水産特産物に品質認証品でない水産物もしくは水産加工品を混合して販売し、または混合して販売する目的により保管もしくは陳列する行為
 - エ. 第21条第2項により親環境水産物認証品の表示を行った水産物に親環境水産物認証品でない水産物もしくは水産加工品を混合して販売し、または混合して販売する目的により保管もしくは陳列する行為
 - オ. 第24条第4項により履歴追跡管理の表示を行った農水産物に履歴追跡管理の登録を行っていない農水産物もしくは農水産加工品を混合して販売し、または混合して販売する目的により保管もしくは陳列する行為
3. 第38条第1項に違反して地理的表示品でない農水産物または農水産加工品の包装・容器・宣伝物及び関連書類に地理的表示またはこれと似ている表示を行った者
4. 第38条第2項に違反して地理的表示品に地理的表示品でない農水産物もしくは農水産加工品を混合して販売し、または混合して販売する目的により保管もしくは陳列した者
5. 第73条第1項第1号または第2号に違反して「海洋環境管理法」第2条第4号による廃棄物、同条第7号による有害液体物質または同条第8号による包装有害物質を排出した者
6. 第101条第1号に違反して虚偽またはその他不正な方法により第79条による農産物の検査、第85条による農産物の再検査、第88条による水産物及び水産加工品の検査、第96条による水産物及び水産加工品の再検査及び第98条による検定を受けた者
7. 第101条第2号に違反して検査を受けなければならない水産物及び水産加工品に対して検査を受けなかった者
8. 第101条第3号に違反して検査及び検定結果の表示、検査証明書及び検定証明書を偽造または変造した者

第120条（罰則）

次の各号のいずれか一つに該当する者は1年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第24条第2項に違反して履歴追跡管理の登録を行わなかった者
2. 第31条第1項または第40条に違反して是正命令（第31条第1項第3号または第40条第2

号による表示方法に対する是正命令は除く)、販売禁止または表示停止処分に従わなかった者

3. 第31条第2項に違反して是正命令（同条第1項第3号による表示方法に対する是正命令は除く）または販売禁止措置に従わなかった者
4. 第59条第1項による処分を履行しなかった者
5. 第59条第2項による公表命令を履行しなかった者
6. 第63条第1項による措置を履行しなかった者
7. 第73条第2項に違反して動物用医薬品を使用した者
8. 第77条による指定海域で水産物の生産制限措置に従わなかった者
9. 第78条による生産・加工・出荷及び運搬の是正・制限・中止命令に違反し、または生産・加工施設等の改善・補修命令を履行しなかった者
10. 第101条第2号に違反して検査を受けなければならない農産物に対して検査を受けなかった者
11. 第101条第4号に違反して検査を受けずに該当農水産物もしくは水産加工品を販売・輸出し、または販売・輸出を目的に保管もしくは陳列した者
12. 第108条第2項に違反して他人に農産物品質管理士の名義を使用させ、またはその資格証を貸した者

第121条（過失犯）

過失により第118条の罪を犯した者は3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金に処する。

第122条（両罰規定）

法人の代表者または法人もしくは個人の代理人、使用人、その他の従業員がその法人または個人の業務に関して第117条から第121条までのいずれか一つに該当する違反行為を行えば、その行為者を罰するほかにその法人または個人にも該当条文の罰金刑を科する。ただし、法人または個人がその違反行為を防止するために該当業務に関して相当な注意と監督を怠らなかった場合はこの限りでない。

第123条（過料）

①次の各号のいずれか一つに該当する者には1千万ウォン以下の過料を賦課する。

1. 第13条第1項、第19条第1項、第30条第1項、第39条第1項、第58条第1項、第62条第1項、第76条第3項及び第102条第1項による収集・調査・閲覧等を拒否・妨害または忌避した者
2. 第24条第2項により登録した者であって、同条第3項に違反して変更届を行わなかった者
3. 第24条第2項により登録した者であって、同条第4項に違反して履歴追跡管理の表示を行わなかった者
4. 第24条第2項により登録した者であって、同条第5項に違反して履歴追跡管理基準を守らなかった者

5. 第31条第1項第3号・第2項（同条第1項第3号の場合に限定する）または第40条第2号に違反して表示方法に対する是正命令に従わなかった者
 6. 第56条第1項に違反して遺伝子組み換え農水産物の表示を行わなかった者
 7. 第56条第2項による遺伝子組み換え農水産物の表示方法に違反した者
 8. 第101条第5号に違反して検定結果に対して虚偽広告または誇大広告を行った者
- ②次の各号のいずれか一つに該当する者には100万ウォン以下の過料を賦課する。
1. 第73条第1項第3号に違反して養殖施設で家畜を飼育した者
 2. 第75条第1項による報告を行わず、または偽って報告した生産・加工業者等
- ③第1項及び第2項による過料は大統領令で定めるところにより農林水産食品部長官または市・道知事が賦課・徴収する。

付則

第1条（施行日）

この法律は公布後1年が経過した日から施行する。

第2条（他の法律の廃止）

水産物品質管理法は廃止する。

第3条（品質認証機関の指定申請制限に関する適用例）

第17条第3項ただし書きの改正規定を適用する時、第18条第1項各号の事由はこの法律施行後最初に発生したものから適用する。

第4条（地理的表示原簿の作成等に関する特例）

①付則第11条第2項にかかわらず、農林水産食品部長官はこの法律施行前に従前の「農産物品質管理法」（以下「従前の法律」という）または付則第2条により廃止される前の「水産物品質管理法」（以下「従前の「水産物品質管理法」という）により作成・管理した地理的表示原簿（以下「従前の地理的表示原簿」という）の登録事項に関して第33条第1項の改正規定による事由が発生した時は、同条により従前の登録事項を移記して地理的表示原簿を新たに作成することができる。

②農林水産食品部長官は第1項により地理的表示原簿を新たに作成した場合は、従前の地理的表示原簿を閉鎖して第33条の改正規定による地理的表示権消滅時の地理的表示原簿の管理方法及び手続きに準じて別途管理しなければならない。

第5条（処分等に関する一般的経過措置）

この法律施行前に従前の法律及び従前の「水産物品質管理法」により行った処分・手続きまたはその他の行政機関の行為と行政機関に対する行為は、それに該当するこの法律による処分・手続きまたは行政機関の行為または行政機関に対する行為と見なす。

第6条（標準規格に関する経過措置）

この法律施行時の従前の法律による標準規格及び従前の「水産物品質管理法」による標準規格は第5条の改正規定による標準規格と見なす。

第7条（農産物優秀管理認証等に関する経過措置）

①この法律施行時に従前の法律により農産物優秀管理の認証を受けた者は第6条の改正規定により優秀管理認証を受けたものと見なす。この場合、その有効期間は第7条第1項の改正規定にかかわらず、従前の法律により与えられた有効期間とする。

②この法律施行時に従前の法律により指定された農産物優秀管理認証機関及び農産物優秀管理施設は、それぞれ第9条の改正規定により指定された優秀管理認証機関及び第11条の改正規定により指定された優秀管理施設と見なす。

③この法律施行時の法律第9759号農産物品質管理法一部改正法律付則第4条第2項による認

証機関は、同項に規定された期間第9条の改正規定により優秀管理認証機関の指定を受けたものと見なす。

④この法律施行時の法律第9759号農産物品質管理法一部改正法律付則第4条第3項による農産物優秀管理施設は、同項に規定された期間第11条の改正規定により優秀管理施設の指定を受けたものと見なす。

第8条（水産物等の品質認証に関する経過措置）

この法律施行時に従前の「水産物品質管理法」により品質認証を受けた水産物及び水産特産物は第14条の改正規定により品質認証を受けたものと見なす。この場合、その有効期間は第15条第1項の改正規定にかかわらず、従前の「水産物品質管理法」により与えられた有効期間とする。

第9条（親環境水産物認証に関する経過措置）

この法律施行時に従前の「水産物品質管理法」により親環境水産物認証を受けた親環境水産物は第21条の改正規定により親環境水産物の認証を受けたものと見なす。この場合、その有効期間は第22条第1項の改正規定にかかわらず、従前の「水産物品質管理法」により与えられた有効期間とする。

第10条（履歴追跡管理に関する経過措置）

この法律施行時に従前の法律により履歴追跡管理の登録を行った農産物と従前の「水産物品質管理法」により水産物履歴追跡登録を行った水産物は、第24条の改正規定により履歴追跡管理の登録を行ったものと見なす。この場合、その有効期間は第25条第1項の改正規定にかかわらず、従前の法律及び従前の「水産物品質管理法」により与えられた有効期間とする。

第11条（地理的表示に関する経過措置）

①この法律施行時に従前の法律または従前の「水産物品質管理法」により地理的表示の登録を受けた者は、第32条の改正規定による地理的表示の登録を受けたものと見なす。ただし、登録された地理的表示が第32条第9項の改正規定による登録拒絶事由に該当すると、第36条の改正規定による権利侵害の禁止請求権及び第37条の改正規定による損害賠償請求権が発生しない。

②従前の地理的表示原簿は第33条の改正規定による地理的表示原簿と見なす。

③地理的表示に関する改正規定はこの法律または他の法律に特別な規定がなければこの法律施行前に請求されて継続中である事件にも適用する。ただし、従前の法律によりすでに効力が発生した事項には影響を及ぼさない。

第12条（安全性検査機関に関する経過措置）

この法律施行時に従前の法律により指定された安全性検査機関は、第64条の改正規定により指定された安全性検査機関と見なす。

第13条（指定海域等に関する経過措置）

①この法律施行時に従前の「水産物品質管理法」により告示された衛生管理基準及び危険要素重点管理基準は、それぞれ第69条及び第70条により告示されたものと見なす。

②この法律施行時に従前の「水産物品質管理法」により指定・告示された指定海域は、第71条の改正規定により指定・告示されたものと見なす。

第14条（生産・加工施設等に関する経過措置）

この法律施行時に従前の「水産物品質管理法」により登録した生産・加工施設等は、第74条の改正規定により登録した生産・加工施設等と見なす。

第15条（検査等に関する経過措置）

①この法律施行時に従前の法律により検査または再検査を受けた農産物はそれぞれ第79条の改正規定による検査または第85条第1項の改正規定による再検査を受けたものと見なし、従前の法律により異議申立を行った場合は第85条第2項の改正規定により異議申立を行ったものと見なす。

②この法律施行時に従前の「水産物品質管理法」により検査または再検査を受けた水産物及び水産加工品は、第88条の改正規定による検査または第96条の改正規定による再検査を受けたものと見なす。

③この法律施行時の従前の法律及び従前の「水産物品質管理法」による検査結果の表示及び検査証明書は、それぞれ第84条・第93条及び第94条の改正規定による検査結果の表示及び検査証明書と見なす。

第16条（検査機関及び検定機関に関する経過措置）

①この法律施行時に従前の法律により指定された検査機関は、第80条の改正規定により指定された農産物検査機関と見なす。

②この法律施行時に従前の「水産物品質管理法」により指定された検査機関（安全性調査業務を遂行するために指定された検査機関は除く）は、第89条の改正規定により指定された水産物検査機関と見なす。

③この法律施行時に従前の「水産物品質管理法」により指定された検査機関のうち安全性調査業務を遂行するために指定された検査機関は、第64条の改正規定により指定された安全性検査機関と見なす。

④この法律施行時に従前の法律または従前の「水産物品質管理法」により指定された検定機関は、第99条の改正規定により指定された検定機関と見なす。

第17条（農産物検査官及び水産物検査官に関する経過措置）

①この法律施行時に従前の法律による検査員は、第82条の改正規定による農産物検査官と見なす。

②この法律施行時に従前の「水産物品質管理法」による検査官は、第91条の改正規定による水産物検査官と見なす。

③この法律施行前に発生した事由により農産物検査官及び水産物検査官の資格が取消（こ

の法律施行前に従前の法律により検査員の資格が取り消された場合、及び従前の「水産物品質管理法」により検査官の資格が取り消された場合を含む）した者に対する農産物検査官または水産物検査官選考試験の受験または資格取得制限に関しては、それぞれ従前の法律及び従前の「水産物品質管理法」による。

第18条（行政処分及び罰則等に関する経過措置）

この法律施行前の行為に対して行政処分または罰則及び過料を適用する時は、従前の法律及び従前の「水産物品質管理法」による。

第19条・第20条（略）

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律（抄）

（2011.6.30 改正後のもの）

第3条の2（自由貿易協定によって保護する地理的表示の使用禁止など）①正当な権原のない者は大韓民国が外国と両者間または多者間で締結して発効された自由貿易協定によって保護する地理的表示（以下、「地理的表示」とする。）に対しては、第2条第1号ニ目及びホ目の不正競争行為以外にも地理的表示に表れた場所を原産地としない商品（地理的表示を使用する商品と同一であるか、同一と認識される商品に限定する）に関し、次の各号の行為を行うことができない。

1. 真の原産地表示以外に別途地理的表示を使用する行為
2. 地理的表示を翻訳または音訳して使用する行為
3. 「種類」、「類型」、「様式」または「模造品」などの表現を伴い、地理的表示を使用する行為

②正当な権原のない者は次の各号の行為を行うことができない。

1. 第1項各号に該当する方式で地理的表示を使用した商品を譲渡・引渡しまたはそのために展示または輸入・輸出する行為
2. 第2条第1号ニ目またはホ目に該当する方式で地理的表示を使用した商品を引き渡すか、そのために展示する行為

③第1項各号に該当する方式で商標を使用する者で次の各号の要件をすべて満たした者は、第1項にかかわらず、該当商標をその使用する商品に継続して使用することができる。

1. 国内で地理的表示の保護開始日以前から該当商標を使用していること
2. 第1号によって商標を使用した結果、該当地理的表示の保護開始日に国内の需要者の間でその商標が特定人の商品を表示することが認識されていること